

上山市こどもの貧困対策推進計画

令和6年3月

令和7年4月改訂

第1章	上山市こどもの貧困対策推進計画の策定にあたって	・ ・ ・ ・ ・ 1
1	計画策定の背景と目的	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	計画の対象	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	計画の期間	・ ・ ・ ・ ・ 1
4	計画策定の根拠・位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 2
5	計画策定の体制	・ ・ ・ ・ ・ 3
第2章	計画策定に係る基本的な視点	・ ・ ・ ・ ・ 4
1	本計画における「貧困の定義」について	・ ・ ・ ・ ・ 4
2	本計画における「子どもの貧困率」等について	・ ・ ・ ・ ・ 4
3	日本の子どもの貧困の状況	・ ・ ・ ・ ・ 6
4	国の動向	・ ・ ・ ・ ・ 7
5	山形県の動向	・ ・ ・ ・ ・ 8
6	本計画にかかる SDG s の取組	・ ・ ・ ・ ・ 9
第3章	本市におけるこどもの貧困に係る現状と課題	・ ・ ・ ・ ・ 10
1	統計データからみる現状	・ ・ ・ ・ ・ 10
(1)	人口	・ ・ ・ ・ ・ 10
(2)	ひとり親家庭等医療給付制度	・ ・ ・ ・ ・ 10
(3)	生活保護	・ ・ ・ ・ ・ 11
(4)	児童扶養手当	・ ・ ・ ・ ・ 13
(5)	就学支援を受けている児童・生徒	・ ・ ・ ・ ・ 14
2	子どもの生活に関するアンケート（生活実態調査）からみる現状	・ ・ ・ ・ ・ 15
(1)	調査の目的	・ ・ ・ ・ ・ 15
(2)	調査の設計	・ ・ ・ ・ ・ 15
(3)	回収結果〔配布数と有効回収数（率）〕	・ ・ ・ ・ ・ 15
(4)	調査結果の分析方法	・ ・ ・ ・ ・ 16
(5)	国・県と本市の貧困指標の比較	・ ・ ・ ・ ・ 17
(6)	調査結果の要点（本市の困窮世帯の状況）	・ ・ ・ ・ ・ 18
(7)	主要調査項目の要点	・ ・ ・ ・ ・ 19
3	支援団体ヒアリングから見る現状	・ ・ ・ ・ ・ 52
(1)	調査の目的	・ ・ ・ ・ ・ 52
(2)	調査の設計	・ ・ ・ ・ ・ 52
(3)	子どもの状況	・ ・ ・ ・ ・ 52
(4)	保護者の状況	・ ・ ・ ・ ・ 53
(5)	気づき・連携・支援策	・ ・ ・ ・ ・ 54

4	子どもの生活実態調査及び支援団体ヒアリングからみえた課題	・ ・ ・ ・ ・ 55
(1)	支援体制と広報周知における課題	・ ・ ・ ・ ・ 55
(2)	教育・保育における課題	・ ・ ・ ・ ・ 55
(3)	生活の安定における課題	・ ・ ・ ・ ・ 55
(4)	就労における課題	・ ・ ・ ・ ・ 56
(5)	経済面等における課題	・ ・ ・ ・ ・ 56
第4章	本市のこどもの貧困対策に係る具体的取組	・ ・ ・ ・ ・ 57
1	こどもの貧困施策を進めるうえで大切にする視点	・ ・ ・ ・ ・ 57
2	施策の方向性	・ ・ ・ ・ ・ 57
3	施策の具体的な取組	・ ・ ・ ・ ・ 58
(1)	支援体制と広報周知の強化	・ ・ ・ ・ ・ 58
(2)	教育・保育の支援	・ ・ ・ ・ ・ 60
(3)	生活の安定に向けた支援	・ ・ ・ ・ ・ 67
(4)	就労の支援	・ ・ ・ ・ ・ 75
(5)	経済的支援等	・ ・ ・ ・ ・ 77
第5章	計画の推進体制と進捗管理	・ ・ ・ ・ ・ 81
1	計画の推進体制	・ ・ ・ ・ ・ 81
2	こどもの貧困対策支援事業に係る数値目標	・ ・ ・ ・ ・ 81
3	計画の進捗管理	・ ・ ・ ・ ・ 81

※本計画における「こども」、「子ども」及び「子供」の表記については、「こども」に統一して表記していますが、法律名、その説明文等に関連する文章、国や市の調査時に用いた表記、団体名等の固有名詞等については、元の表記を使用しています。

第1章 上山市こどもの貧困対策推進計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、日本の子どもの7人に1人は、「相対的貧困」の状況にあり、国際的に見ても日本の子どもの貧困率は非常に高く、社会問題となっています。（厚生労働省 令和元年度国民生活基礎調査）

本市においても子どものいる世帯の生活実態について「子どもの生活に関するアンケート」等を行ったところ、生活が困難であると思われる子どもや家庭の状況が明らかになりました。

そのため、本市に住むすべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、自分の目標に向かって努力し自立していける環境を整えることを目的に、貧困対策を総合的に推進するため「上山市こどもの貧困対策推進計画」を策定しました。

2 計画の対象

本計画は、生活に困難が生じている子ども及びその保護者や、将来困難を抱えることが推測される状況にある子ども及びその保護者を対象とします。

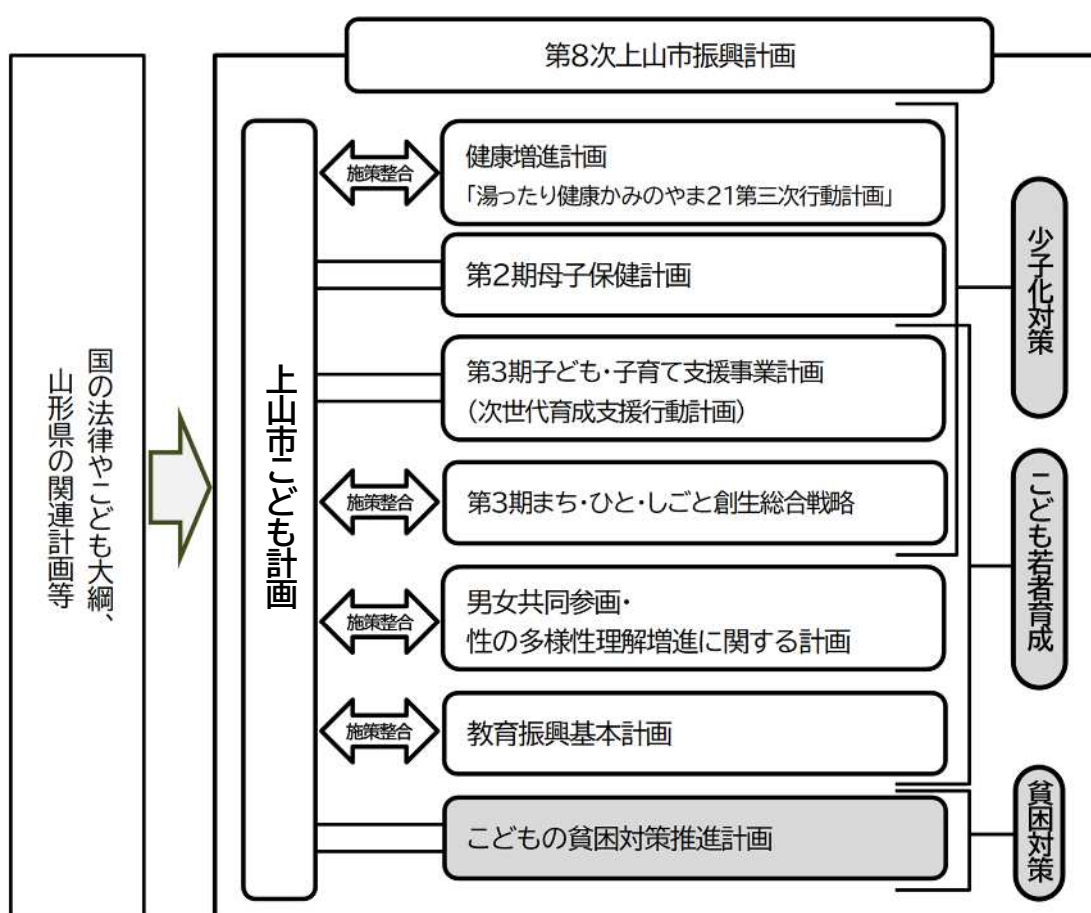
3 計画の期間

計画期間は、令和6年3月から令和11年度末までの6年1か月間とします。また、計画内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを行うものとします。

4 計画策定の根拠・位置づけ（イメージ図）

本計画は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項（令和6年9月25日施行）の規定に定める市町村計画であり、第8次上山市振興計画、上山市こども計画を上位計画とし、こども基本法及びこども大綱の考え方も踏まえた計画です。

また、本計画策定の背景等を踏まえ、特に支援を要するこども・家庭を重点的に支援するため、「誰ひとり取り残さない環境づくり」を基本方針とし、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう教育・保育、生活、就労、経済的支援など多方面で連携したこどもの貧困対策を進めます。



5 計画策定の体制

(1) 上山市子ども・子育て会議（上山市こども計画推進会議）による審議（外部組織）

本計画策定にあたり、子どもの保護者、小中学校、児童福祉施設及び子育て支援事業の関係者、学識経験者によって構成された「上山市子ども・子育て会議（上山市こども計画推進会議）」を開催し委員からの意見収集、内容等の検討を行いました。

(2) かみのやま子育て応援プラン策定委員会（上山市こども計画策定委員会）による検討（庁内組織）

本計画策定にあたり、子育て支援策に関連する庁内担当課で構成する会議体を設置し、現状の把握と計画内容の検討、策定作業を進めました。

(3) 子どもの生活に関するアンケート調査の実施

子どもの生活に係る現状把握のため、小学5年生、中学2年生、高校1・2年生の生徒等及びその保護者の方を対象にアンケート調査を令和5年1月に実施しました。

(4) 支援団体ヒアリングの実施

子どもの貧困実態及び支援者の実情、課題を把握するために、保育園、放課後児童クラブ等の児童福祉施設、社会福祉団体、教育関係者、こども食堂等の組織に、ヒアリングを実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画の内容について、市民の意見を広く取り入れるためパブリックコメントを実施しました。

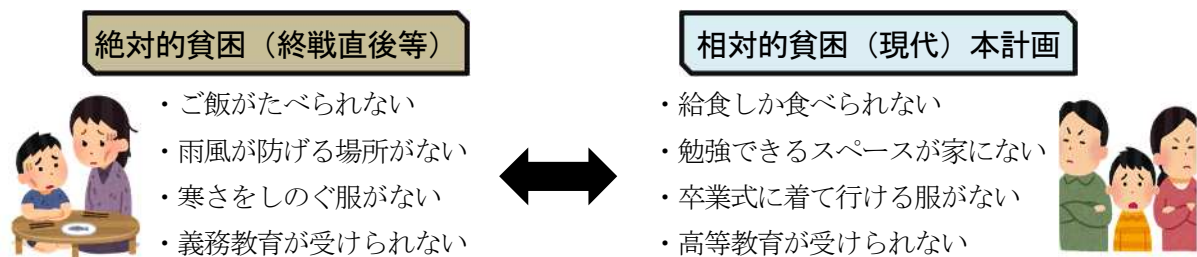
第2章 計画策定に係る基本的な視点

1 本計画における「貧困の定義」について

本計画における「貧困」は、OECD※の基準に基づく「相対的貧困」を指します。

「貧困」という言葉でイメージをしがちなのは、発展途上国や終戦直後の日本などの最低限の衣食住も満たせていない状態ですが、これは「絶対的貧困」であり、その人の住む社会全体の生活レベルに関係なく決められるものです。

一方、「相対的貧困」とは、その人が住んでいる社会、時代において、一般的に行われている通常の習慣や行為が行えない状態のことを指します。



このように、「貧困」の本来的な概念は、お金がないことのほかに、十分な栄養のある食事がとれない、人間関係が希薄で孤立している、高等教育が受けられないといった様々な状況が考えられますが、「相対的貧困率」とは所得のみから算出されたものです。

本市では、これらの状況を踏まえ、子どものいる世帯の生活実態を調査した「子どもの生活に関するアンケート」において、国と同様の方法で算出した所得が低く相対的貧困の状況にある世帯を、「困窮世帯」として捉え、分析を行いました。

※ 《用語解説》

	説 明
OECD	「経済協力開発機構：Organisation for Economic Co-operation and Development」の略で、先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて①経済成長、②貿易自由化、③途上国支援に貢献することを目的としています。

2 本計画における「子どもの貧困率」等について

（１）「子どもの貧困率」とは

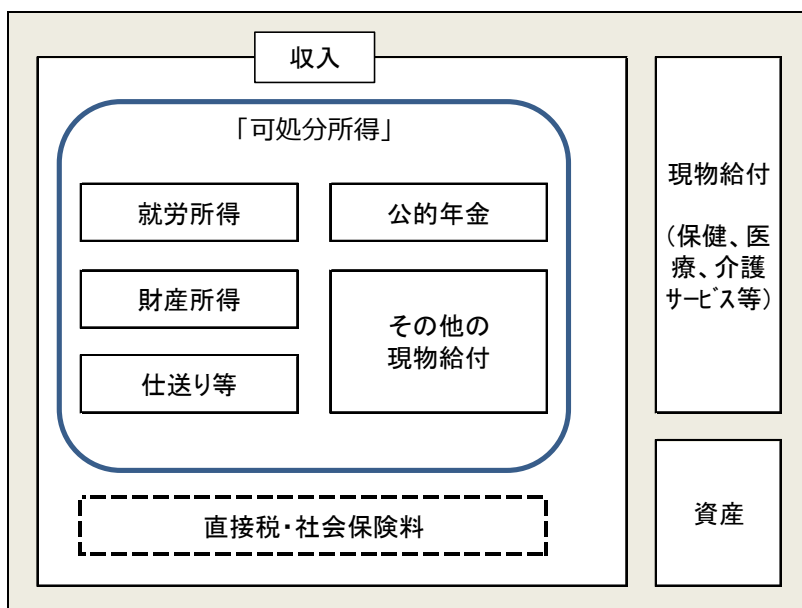
子ども全体（18歳未満）に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合

（２）「等価可処分所得」とは

世帯の可処分所得を世帯人員数の違いにより調整した所得（可処分所得÷世帯人員数の平方根）をいい、世帯人員の生活水準を数値として表す指標

① 可処分所得の範囲

収入から税金・社会保険料等を除きたいわゆる「手取り収入」のことで、預貯金や不動産などの資産の多寡は考慮しません。



② 等価可処分所得の算出（可処分所得が 400 万円の場合）

可処分所得 400 万円の 2 人世帯は、可処分所得 283 万円の単身世帯と同じ生活水準。

$$\underline{2 \text{ 人世帯} \rightarrow 400 \text{ 万円} \div \sqrt{2} = 283 \text{ 万円}}$$

$$3 \text{ 人世帯} \rightarrow 400 \text{ 万円} \div \sqrt{3} = 231 \text{ 万円}$$

$$4 \text{ 人世帯} \rightarrow 400 \text{ 万円} \div \sqrt{4} = 200 \text{ 万円}$$

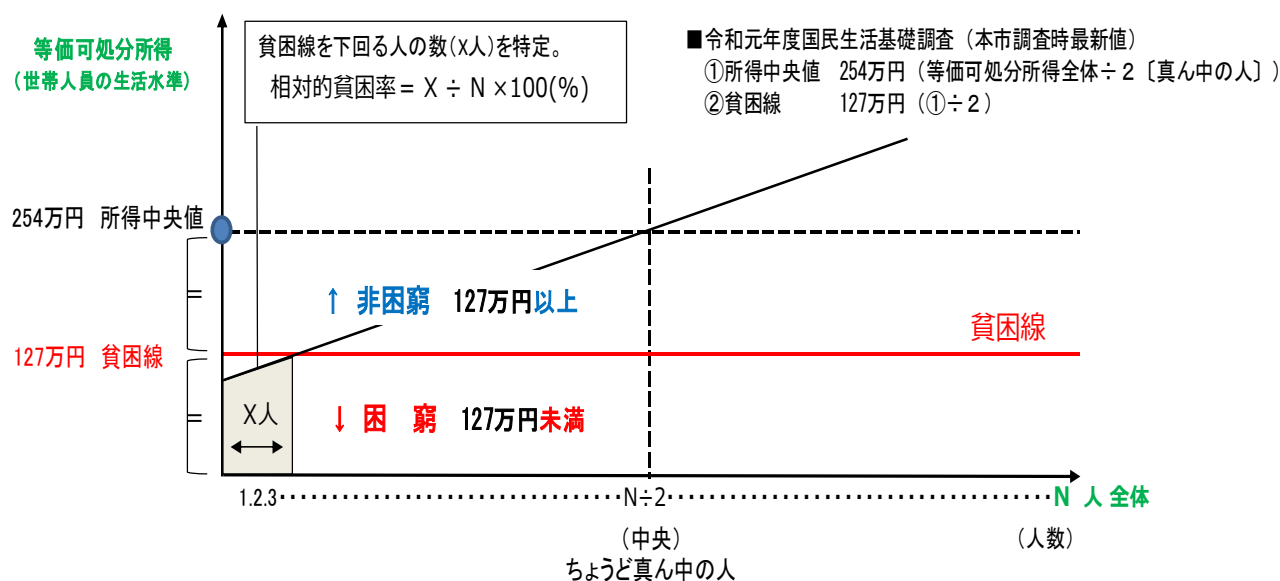
（３）「貧困線」とは

すべての世帯人員を等価可処分所得の低い順に並べた際に、ちょうど真ん中にあたる人の等価可処分所得の半分の額のことです。

なお、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない人は「相対的貧困」にあるとされ、その割合を「相対的貧困率」と言います。

相対的貧困である場合には、その地域や社会において普通とされる生活を享受することができない状態にあるといわれており、相対的貧困率は、格差の議論で用いられる指標の一つとなっています。

■ 貧困線・相対的貧困率の考え方



<グラフ解説>

- 1 すべての世帯人員を等価可処分所得の低い順に並べる。(横軸)
- 2 ちょうど真ん中の人等価可処分所得が「所得中央値」、その半分の額が「貧困線」。(縦軸)
- 3 貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない人 (X 人) の全体 (N 人) に占める割合を「相対的貧困率」という。

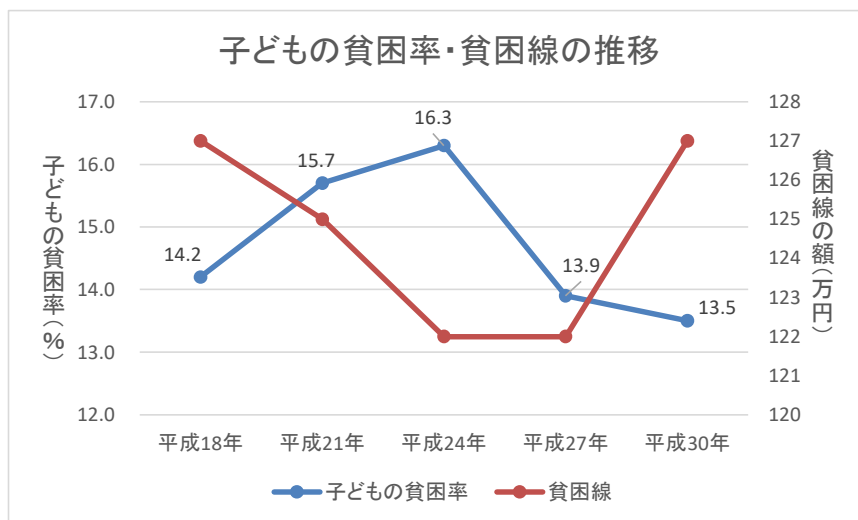
3 日本の子どもの貧困の状況

国では、貧困の状況にある子どもの割合を示す指標として、「国民生活基礎調査」(厚生労働省)における子どもの貧困率を採用しており、日本における子どもの貧困率は、過去最高を更新した平成24年の16.3%まで増加傾向にありましたが、令和元年度と同調査では、子どもの貧困率は13.5%となり、平成24年時点よりも2.8ポイント回復したものの、子どものおよそ7人に1人が貧困の状態にあります。

これは、近年の核家族化や地域コミュニティの希薄化によって子どもや親が孤立するとともに、経済的要因やその他の様々な要因が重なって、困難な状況で生活しているものの必要な支援が受けられていない子どもや親がいるということです。

また、その子どもたちが、世代を越えて貧困な状況を引き継いでしまう「貧困の連鎖」も社会問題化しています。

国際的には、平成22年時点の国際比較の結果では、子どもの貧困率はOECD34か国中10番目に高く平均を上回っているほか、ひとり親世帯などの「大人が一人の世帯の相対的貧困率」は加盟国中で最も高く、我が国の子どもの貧困の状況は、先進国の中でも厳しいものとなっています。



	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
子どもの貧困率	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%
貧困線(名目値)	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円

4 国の動向

子どもの貧困の状況が深刻化するなか、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しています。同法及び同大綱に基づき、教育・保育、生活、就労、経済的な支援など多岐にわたる施策の推進について、国、地方公共団体、企業、団体、住民等の幅広い連携強化と協力を求め、子どもの貧困対策を推進しています。

また、令和5年4月に「こども基本法」を新たに制定し、「子供の貧困対策に関する大綱」を包含した「こども大綱」を令和5年12月に閣議決定し、子どもの権利擁護、基本的人権の保障を根幹としたこども施策の総合的な推進を図っています。

- ・平成26年1月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行
- 8月 「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定

国、地方公共団体、国民の責務、貧困対策に係る基本方針
教育・生活・就労・経済に係る支援 県計画策定の努力義務 等

- ・令和元年9月 改正「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行
- 11月 改正法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定

「将来」のみでなく「現在」に向けた対策であること及び児童の権利条約の精神に則り推進すること等を明記 市計画策定の努力義務 等

- ・令和 5 年 4 月 「こども基本法」を施行
- ・令和 5 年 12 月 「こども大綱」を閣議決定

全てのこども・若者が心身の状況、置かれている環境にかかわらず、等しくその権利擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に幸福な生活（ウェルビーイング）を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すためのこども施策に関する基本的方針、重要事項等を明記

- ・令和 6 年 9 月 改正「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行

法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更となったほか、「基本理念」に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」こと等を明記

5 山形県の動向

山形県では、全県的な子どもの生活実態調査等を実施し、県における「子どもの貧困対策推進計画」及び「ひとり親家庭自立促進計画」、「社会的養育推進計画」を策定し、今後取り組む子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立に関する基本的な推進方策や具体的な施策等を示しました。

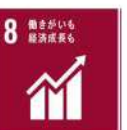
とりわけ、令和 3 年 3 月に策定した「第二次山形県子どもの貧困対策推進計画」では、「子どもの貧困対策推進体制の構築」、「子どもの自立に向けた支援」、「保護者の就労・自立支援」、「安心して子育てするための支援」の 4 つの柱のもとに、県、市町村、企業、団体等で役割を定め、施策を展開しています。

- ・平成 28 年 3 月 「第一次山形県子どもの貧困対策推進計画」策定
「第三次山形県ひとり親家庭自立促進計画」策定
- ・令和 2 年 3 月 「山形県社会的養育推進計画」策定
- ・令和 3 年 3 月 「第二次山形県子どもの貧困対策推進計画」策定
「第四次山形県ひとり親家庭自立促進計画」策定

6 本計画におけるSDGsの取組

平成27年に国連サミットで採択されたSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」では、誰ひとり取り残さない持続可能な社会の実現を目指し、すべての国々に普遍的に適用される17の目標（ゴール）に基づき、経済・社会・環境をめぐる多方面にわたる課題への総合的な取組が求められています。

本市では、本計画に掲げる施策に基づく取組を進めることで、次の目標（ゴール）の実現を目指していきます。

目標（ゴール）		自治体行政の果たし得る役割
	貧 困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	飢 餓	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成する。 自治体が関係団体と連携、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにすること。また、あらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行うことが重要です。
	健 康 福 祉	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。また、都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	教 育	全ての人々へ包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては、自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化（エンパワメント）を行う。 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	経済成長 雇用	包括的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	不平等	各国内及び各国間の不平等を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	平和 公正	平和と公正をすべての人が共感できる社会を推進する。 平和で公正な社会を作るうえでも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、子どもに対する虐待、搾取など、あらゆる形態の暴力等を撲滅します。

参考：一般社団法人 建築環境・省エネルギー機構 私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)導入のためのガイドライン等
一般社団法人イマココラボ SDGs（持続可能な開発目標）17の目標&169ターゲット個別解説

第3章 本市におけるこどもの貧困に係る現状と課題

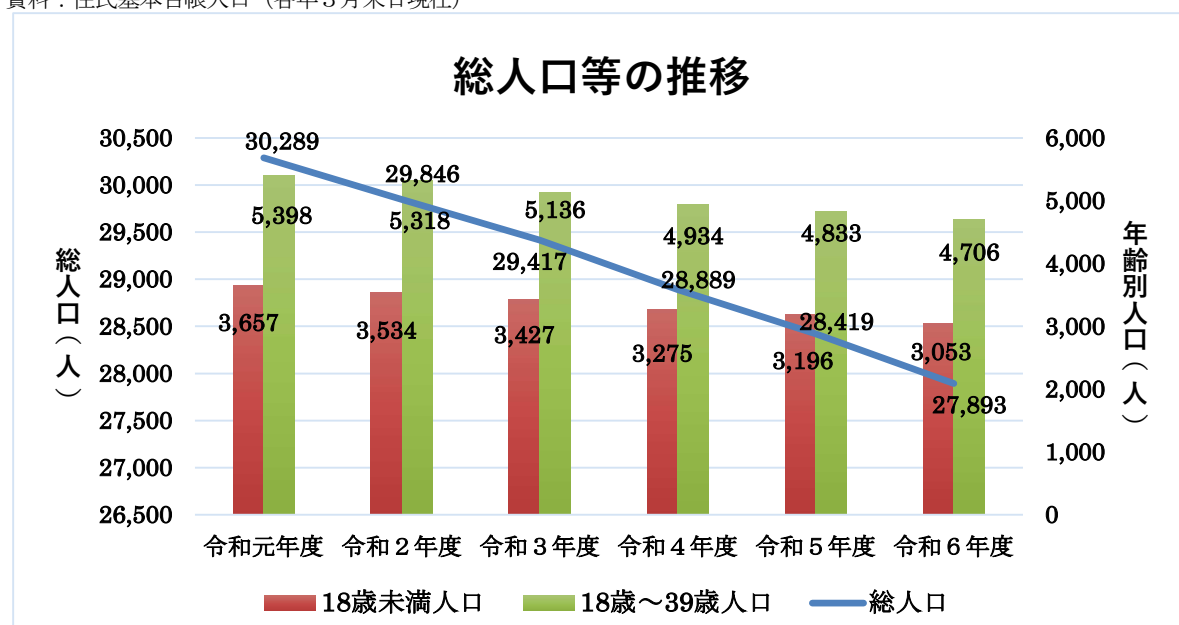
1 統計データからみる現状

(1) 人口

本市の総人口、18歳未満人口ともに減少傾向であり、令和6年3月末時点の総人口は27,893人、18歳未満人口の総人口に占める割合は10.9%となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口 (A)	30,289人	29,846人	29,417人	28,889人	28,419人	27,893人
18歳未満人口 (B)	3,657人	3,534人	3,427人	3,275人	3,196人	3,053人
18歳～39歳人口 (C)	5,398人	5,318人	5,136人	4,934人	4,833人	4,706人
構成比 (18歳未満) (B/A)	12.1%	11.8%	11.6%	11.3%	11.2%	10.9%
構成比 (18歳～39歳) (C/A)	17.8%	17.8%	17.5%	17.1%	17.0%	16.9%

資料：住民基本台帳人口（各年3月末日現在）



(2) ひとり親家庭等医療給付制度

ひとり親家庭等医療給付制度は、養育者が所得税非課税のひとり親等の世帯が対象で、受給者数は、令和5年度は245人で横ばい傾向ですが、受給者数1人あたりの医療費はコロナ禍を経て増加傾向です。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ひとり親家庭等医療費受給者数 (A)	282人	279人	246人	247人	242人	245人
ひとり親家庭等医療費 (B)	11,477千円	12,596千円	10,944千円	10,270千円	10,473千円	10,951千円
ひとり親家庭等医療費 (1人あたり B/A)	41千円	45千円	44千円	42千円	43千円	45千円

資料：健康推進課国保係（各年度4月末時点）

(3) 生活保護

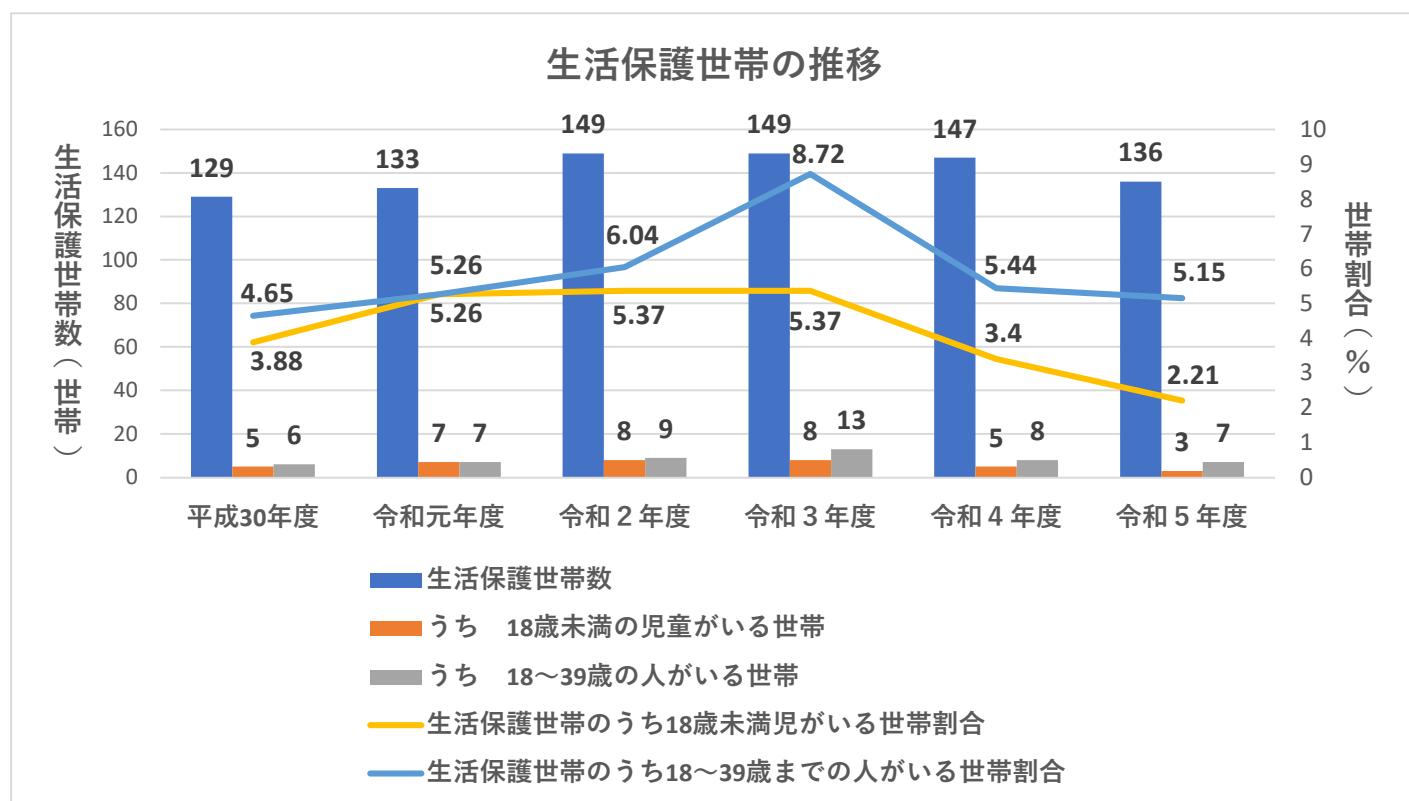
ア 世帯状況

近年の本市の生活保護世帯数は、増加傾向にあります。このうち、18歳未満の児童がいる世帯数、世帯の割合については減少傾向にあり、令和5年度で3世帯、6人となっています。

また、保護率については、県内平均よりも低い割合となっています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総世帯数		11,263世帯	11,291世帯	11,311世帯	11,288世帯	11,264世帯	11,226世帯
生活保護世帯数		129世帯	133世帯	149世帯	149世帯	147世帯	136世帯
	うち 18歳未満の児童がいる世帯	5(1)世帯	7(1)世帯	8(3)世帯	8(4)世帯	5(3)世帯	3(2)世帯
	うち 18～39歳の人がいる世帯	6(1)世帯	7(1)世帯	9(3)世帯	13(4)世帯	8(3)世帯	7(2)世帯
被保護人員		165人	168人	204人	202人	190人	167人
	うち 18歳未満	11人	13人	20人	21人	16人	6人
	うち 18歳～39歳	6人	7人	12人	18人	12人	9人
18歳未満児がいる世帯割合		3.88%	5.26%	5.37%	5.37%	3.40%	2.21%
18～39歳までの人がある世帯割合		4.65%	5.26%	6.04%	8.72%	5.44%	5.15%
保護率	上市市	0.54%	0.56%	0.63%	0.69%	0.65%	0.55%
	山形県	0.52%	0.73%	0.73%	0.74%	0.74%	0.75%

資料：福祉課生活福祉係（各年4月末時点）



イ 18 歳から 39 歳までの状況

18 歳から 39 歳までの生活保護受給者の就労状況をみると、障がいや傷病で就労できないケースが比較的多い状況となっています。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
18～39 歳の生活保護人員数		6 人	7 人	12 人	18 人	12 人	9 人
うち 就労している者		0 人	0 人	4 人	6 人	4 人	3 人
就労していない理由	求職活動中	0 人	0 人	0 人	3 人	1 人	1 人
	在学中、通信制	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人
	障害年金受給中、自立支援医療（通院、デイケア）利用、障害者手帳所持のいずれか	4 人	5 人	6 人	5 人	5 人	3 人
	難病等疾患のため就労困難	1 人	0 人	2 人	2 人	2 人	1 人
	子の療育のため	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人
	施設等入所中	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※就労している者はアルバイトを含み、福祉的就労は除く。

資料：福祉課生活福祉係（各年 4 月末現在）

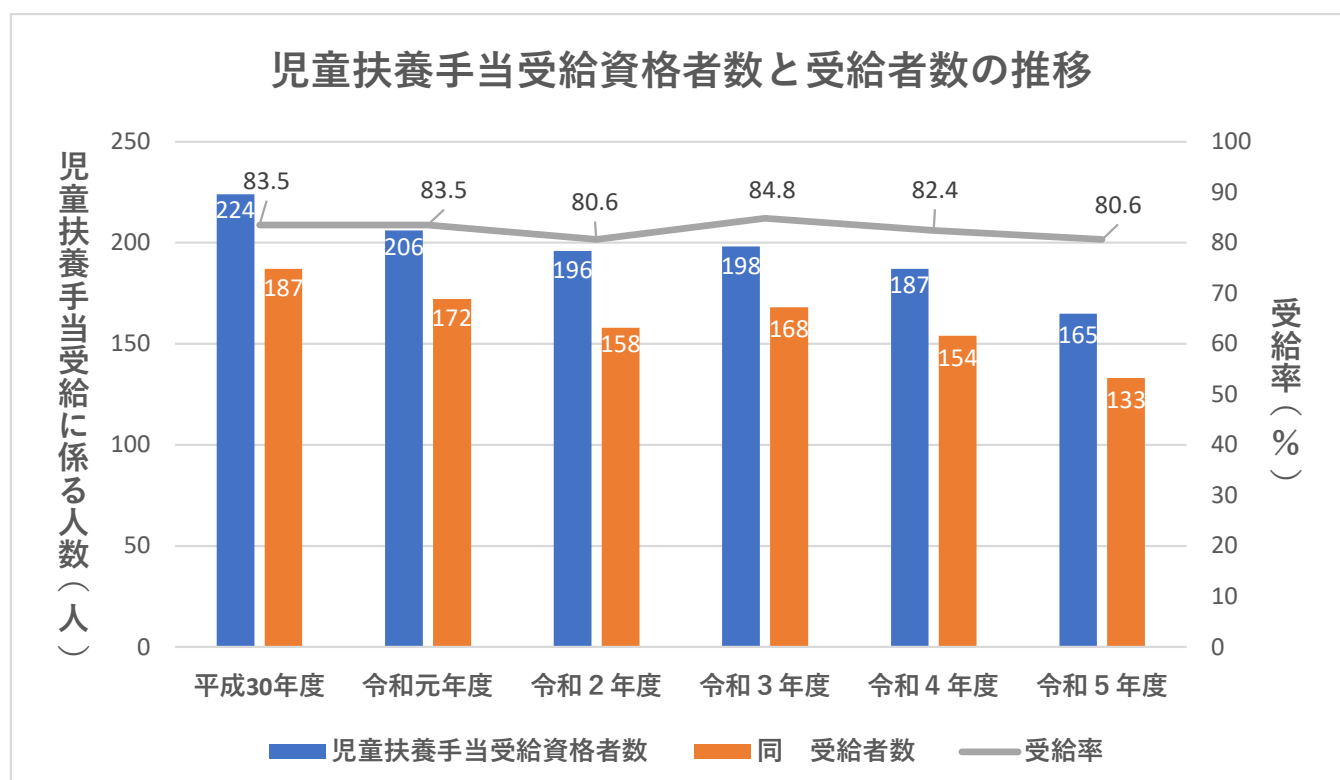
(4) 児童扶養手当

児童扶養手当制度は、離婚・死亡・遺棄などの理由で父または母と生計を同じくしていない児童の親または養育者へ、生活の安定と自立の促進のために手当を支給する制度です。

本市の児童扶養手当受給資格者数・同受給者数は、令和3年度に母子家庭・父子家庭ともに一時的に増加したものの、全体的には減少傾向にあります。受給率は概ね8割前半台で推移し、令和5年度は、80.6%となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童扶養手当受給資格者数 (A)	224 人	206 人	196 人	198 人	187 人	165 人
同 受給者数 (B)	187 人	172 人	158 人	168 人	154 人	133 人
内訳 父子家庭	16 人	13 人	9 人	14 人	10 人	9 人
内訳 母子家庭	171 人	159 人	149 人	154 人	144 人	124 人
受給率 (B/A)	83.5%	83.5%	80.6%	84.8%	82.4%	80.6%

資料 福祉課地域福祉係（各年年度末時点）

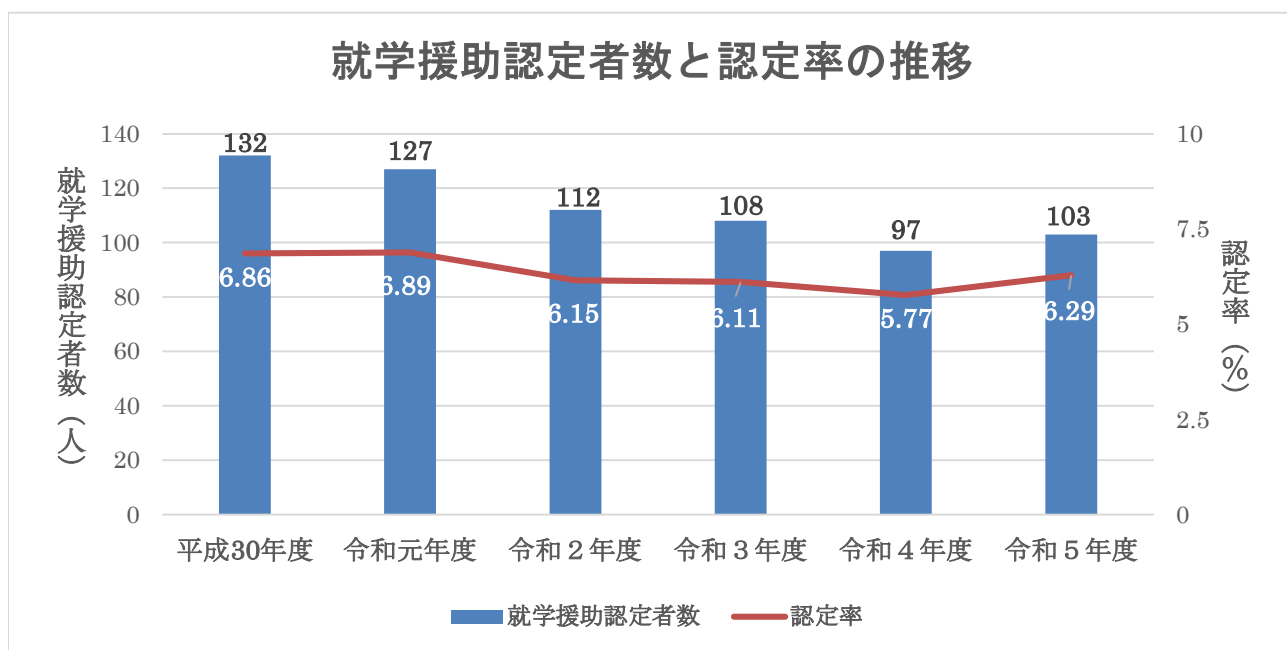


（５）就学支援を受けている児童・生徒

本市の小中学生を対象とした就学援助の認定者数※は減少傾向で推移しています。
令和５年度の認定者数・認定率は 103 人で、児童生徒数の 6.29%となっています。
また、認定率を県内平均と比較した場合、低い傾向にあります。

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童生徒数(A)	1,923人	1,844人	1,821人	1,768人	1,682人	1,637人
就学援助認定者数(B)	132人	127人	112人	108人	97人	103人
内訳 小学校	82人	73人	67人	63人	59人	64人
内訳 中学校	50人	54人	45人	45人	38人	39人
認定率(B/A)	6.86%	6.89%	6.15%	6.11%	5.77%	6.29%
認定率(山形県)	6.59%	6.48%	6.71%	6.74%	6.64%	6.74%

資料：上山市教育委員会学校教育課資料（各年２月末時点）、文部科学省「就学援助実施状況等調査結果」



※ 生活保護法に規定する要保護者の数を「要保護児童生徒数」と言い、要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者を「準要保護児童生徒数」と言います。
ここで示した就学援助の認定者数とは、「準要保護児童生徒数」のことです。

2 子どもの生活に関するアンケート（生活実態調査）からみる現状

（１）調査の目的

本市における子どもの貧困対策を推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）」及び「子供の貧困対策に関する大綱（こども大綱）」を踏まえ、本市の子どもの生活に関する生活実態調査を行い、子どもの貧困対策推進計画（こどもの貧困対策推進計画）を策定するための基礎資料とするものです。

（２）調査の設計

調査対象	市内在住の ① 小学5年生の児童及びその保護者 各188名 ② 中学2年生の生徒及びその保護者 各192名 ③ 高校1・2年生（16～17歳）等（以下「高校生等に省略」） 及びその保護者 各455名
調査方法	・依頼文に調査票二次元バーコードを添付 ・インターネット上で無記名アンケート回答
依頼文 配布方法	・小・中学生は、学校経由で配布し、その保護者には児童経由で配布 ・高校生等及びその保護者には郵送で配布
回答方法	・小・中学生は、学校教室内で各自のタブレット端末で回答 ・高校生等及び保護者は各自のスマートフォン、タブレット端末等で回答
調査期間	令和5年1月10日（火）～1月30日（月）
調査内容	国の標準設問項目（就労・収入・家庭生活・学校生活）を基本に市独自でヤングケアラー実態調査に係る設問を設定

※ 回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しているため 合計すると100%にならない場合があります。また、回答者が2つ以上の複数回答が可能な質問では、全ての選択肢の比率を合計すると100%を超えます。

※ 調査数（n=number of cases）は、回答者総数あるいは分類別の回答者数のこと

（３）回収結果〔配布数と有効回収数（率）〕

調査対象		配付数	有効回収数 (率)	(うち) 児童・生徒票と保護者票の 両方の回答が得られた(親子のマッチ ングができた) 世帯 (率)
小学5年生	児童	188	177 (94.1%)	122 (64.9%)
	保護者	188	127 (67.6%)	
中学2年生	生徒	192	176 (91.7%)	129 (67.2%)
	保護者	192	133 (69.3%)	
高校生等	生徒	455	100 (22.0%)	80 (17.6%)
	保護者	455	133 (29.2%)	

※ 回収世帯 515 世帯（小学5年生：182 世帯、中学2年生：180 世帯、高校生等 153 世帯）

(4) 調査結果の分析方法

子育て世帯の生活実態を把握するため、「世帯タイプ」及び「世帯所得」に分類したうえでクロス集計を行いました。分類毎の集計結果は以下のとおりです。

① 「世帯タイプ」

分類区分（ひとり親世帯、ふたり親世帯等）の集計結果は以下のとおりです。

回収世帯数		515 世帯
世帯タイプ	ひとり親世帯	43 世帯 (8.3%)
	祖父母等の同居なし	29 世帯 (5.6%)
	祖父母等の同居あり	14 世帯 (2.7%)
	ふたり親世帯	346 世帯 (67.2%)
	共働き	325 世帯 (63.1%)
	父親または母親のどちらかのみ就労	21 世帯 (4.1%)
	世帯タイプの把握が困難 ※設問無回答等により上記に分類できないもの	126 世帯 (24.5%)

② 「世帯所得」

ア 分類の方法

保護者調査票の回答について、「令和元年国民生活基礎調査（平成 30 年の所得）」に基づく貧困線（等価可処分所得の中央値 254 万円の半分の額 127 万円）を基準とし、以下のとおり分類しました。

A 世帯（困窮世帯）	等価可処分所得が 127 万円 <u>未満</u> の世帯
B 世帯（非困窮世帯）	等価可処分所得が 127 万円 <u>以上</u> の世帯

《用語解説》

	説 明
貧困線 <u>再掲</u>	等価可処分所得の中央値の半分の額
等価可処分所得 <u>再掲</u>	世帯の可処分所得を世帯員の平方根で除して調整した所得で世帯人員の生活水準を数値として表す指標

イ 「世帯所得」に基づく集計結果

分類区分（A 世帯・B 世帯等）の集計結果は以下のとおりです。

回収世帯数		515世帯	
区分	A世帯(困窮世帯)	60世帯 (11.7%)	合計393世帯 (76.3%)
	B世帯(非困窮世帯)	333世帯 (64.7%)	
	世帯所得の把握が困難 ※設問無回答等により上記に分類できないもの		122世帯 (23.7%)

③ 「世帯タイプ」と「世帯所得」のクロス集計結果「子どもがいる現役世帯の貧困率」

A世帯は、60世帯から世帯タイプの把握が困難な2世帯を除いて58世帯です。

B世帯は、333世帯から世帯タイプの把握が困難な2世帯を除いて331世帯です。

区分	調査数	A世帯（困窮世帯）	B世帯（非困窮世帯）
ひとり親世帯	43世帯	14世帯（32.6%）	29世帯（67.4%）
ふたり親世帯	346世帯	44世帯（12.7%）	302世帯（87.3%）
小 計（全体）	389世帯	58世帯（14.9%）	331世帯（85.1%）
世帯タイプ または 世帯所得の把握が困難	126世帯（24.5%）		
合 計	515世帯		

（５）国・県と本市の貧困指標の比較

① 国との対比における本市の貧困指標「子どもがいる現役世帯の貧困率」

国の12.6%に対し、本市は14.9%であり2.3ポイント高い状況です。

	上山市	国
子どもがいる現役世帯の貧困率	14.9%	12.6%
貧困線名目値(等価可処分所得中央値の半分)	127万円	
国民生活基礎調査時期	令和元年調査（平成30年の所得）	

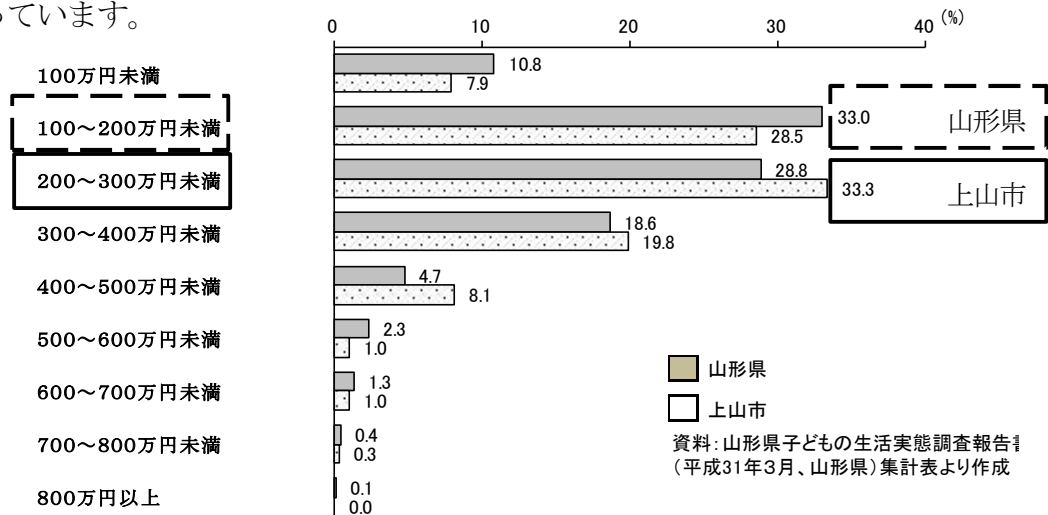
② 県との対比における本市の貧困指標「A世帯の構成比」

本市のA世帯構成比（14.9%）は山形県の同構成比（15.8%）を下回っています。

	全世帯	A世帯（困窮世帯）	B世帯（非困窮世帯）
上山市	389世帯(100.0%)	58世帯(14.9%)	331世帯(85.1%)
山形県	2,303世帯(100.0%)	363世帯(15.8%)	1,940世帯(84.2%)

③ 県との対比における本市の貧困指標「等価可処分所得」

等価可処分所得について、上山市では「200～300万円未満」が33.3%と最も多く、山形県の等価可処分所得の分布が最も多い「100～200万円未満」（33.0%）とは異なっています。



(6) 調査結果の要点（本市の困窮世帯の状況）

P15②「世帯所得」の分類では、回収世帯515世帯のうち、世帯の等価可処分所得が貧困線を下回るA世帯（困窮世帯）に該当するのは60世帯で、11.7%でした。

また、P16③「世帯タイプ」と「世帯所得」のクロス集計結果では、回収世帯515世帯のうち、等価可処分所得が貧困線を下回るA世帯（困窮世帯）に該当するのは、58世帯・14.9%であり、ひとり親世帯では、43世帯のうち14世帯（32.6%）と、約3割が困窮世帯でした。

P16（5）国・県と本市の貧困指標の比較では、本市調査と「国民生活基礎調査（国）」及び「山形県子どもの生活実態調査（県）」では、調査対象及び調査実施時期等が異なるため単純に比較はできませんが、参考として見てみると、「子どもがいる現役世帯の貧困率」は、国の12.6%に対し本市は14.9%と、2.3ポイント高い状況です。

また、山形県との比較では、本市のA世帯構成比（14.9%）は、山形県の同構成比（15.8%）を下回っており、等価可処分所得についても、本市では「200～300万円未満」が33.3%と最も多く、山形県の等価可処分所得の分布が最も多い「100～200万円未満」（33.0%）とは異なり、本市の経済状況は、平均的には山形県と比較して困窮度が低い状況です。

ただし、国と比較し、山形県・本市ともに貧困率は高い状況にあることや、調査結果からも、困窮世帯のうち特にひとり親世帯ではより厳しい状況であり、一定数の困窮世帯が見込まれることから、セーフティネットの充実など対策を講じ、子どもが誰ひとり取り残されることなく健全に成長していける環境を整えていく必要があります。

《本市における貧困指標》

	国 (H30)	本市 (R4)	市調査 (ふたり 親世帯)	市調査 (ひとり 親世帯)	うち 祖父母等の 同居あり	うち 祖父母等の 同居なし
子どもの貧困率	13.5%	—	—	—	—	—
子どもがいる現役世帯の 貧困率	12.6%	<u>14.9%</u>	12.7%	32.6%	50.0%	24.1%
貧困線（名目値）	127万円					

《表中の用語解説》

	説 明
子どもの貧困率	子ども全体（18歳未満）に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合 ※ 本市未算出（国基準の積算が困難であるため）
現役世帯	世帯主が18歳以上65歳未満の世帯 ※ 本市の取扱 大人（世帯主）がいる世帯をすべて現役世帯

子どもの生活に関するアンケート (生活実態調査)

主要調査項目の要点

(7) 主要調査項目の要点

① 父母の就労状況と現在の暮らし（経済）の状況

母親の就労状況は、「正社員等」が45.0%と最も多く、「非正規雇用」は42.8%となっています。ひとり親世帯では「正社員等」が55.8%と、ふたり親世帯(43.6%)を上回っています。A世帯では「正社員等」が30.0%と、B世帯(47.7%)を下回り、「非正規雇用」が多くなっています。

父親の就労状況は、「正社員等」が75.6%と最も多く、非正規雇用は2.1%と母親に比べて低くなっています。ただし、正規雇用であっても貧困傾向にあるA世帯が56.7%あることについて注視しなければいけません。

保護者が感じている現在の暮らしの状況について、全体では「ふつう」が53.2%、「苦しい」は40.4%となっています。ひとり親世帯では「苦しい」が67.4%と、ふたり親世帯(36.9%)を上回り、A世帯では「苦しい」が53.3%と、B世帯(38.1%)を上回っています。

ひとり親世帯、A世帯で経済的不安が他の世帯に比べて大きく、経済的支援に加え、就労支援や就労環境の充実も重要となっています。

■保護者の就労状況

全体 n=393 (枠内：%)

	正職員等	非正規雇用			自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む)	働いていない(専業主婦／主夫を含む)	いない、わからない
	正社員・正規職員・会社役員	派遣職員・嘱託・契約社員	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員				
母親	45.0	9.7	42.8	33.1	7.1	4.6	0.5
父親	75.6	1.8	2.1	0.3	12.7	0.8	8.9

母親・父親間で比較すると、「正職員等」が母親は父親より30.6ポイント低く、母親の就労環境が父親と比べて不安定な環境である傾向がみられます。

■ひとり親・ふたり親区分別の就労状況

全体 n=393、ひとり親世帯 n=43、ふたり親世帯 n=346、世帯タイプ把握困難 n=4

		正職員等	非正規雇用		自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む)	働いていない(専業主婦／主夫を含む)	いない、わからない
		正社員・正規職員・会社役員	派遣職員・嘱託・契約社員	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員			
母親	ひとり親	55.8	9.3	25.6	4.7	-	4.7
	ふたり親	43.6	9.8	34.1	7.2	5.2	-
父親	ひとり親	11.6	2.3	2.3	4.7	-	79.1
	ふたり親	84.4	1.2	-	13.6	0.9	-

■世帯所得別の就労状況

全体 n=393、A世帯 n=60、B世帯 n=333(枠内:%)

		正職員等	非正規雇用		自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む)	働いていない(専業主婦／主夫を含む)	いない、わからない
		正社員・正規職員・会社役員	嘱託・契約社員・派遣職員	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員			
母親	A世帯	30.0	15.0	46.7	5.0	3.3	—
	B世帯	47.7	8.7	30.6	7.5	4.8	0.6
父親	A世帯	56.7	5.0	1.7	15.0	1.7	20.0
	B世帯	79.0	1.2	—	12.3	0.6	6.9

■現在の暮らしの状況【世帯所得別】 全体 n=393、A世帯 n=60、B世帯 n=333(枠内:%)

	苦しい			ふつう	ゆとりがある	大変ゆとりがある
	大変苦しい		苦しい			
全体	7.1	40.4	33.3	53.2	6.1	0.3
A世帯	10.0	53.3	43.3	46.7	—	—
B世帯	6.6	38.1	31.5	54.4	7.2	0.3

■現在のくらしの状況【世帯タイプ別】 全体 n=393、ひとり親世帯 n=43、ふたり親世帯 n=346、世帯タイプ把握困難 n=4

	苦しい			ふつう	ゆとりがある	大変ゆとりがある
	大変苦しい		苦しい			
全体	7.1		33.3	53.2	6.1	0.3
ひとり親	11.6	67.4	55.8	27.9	4.7	-
ふたり親	6.6	36.9	30.3	56.6	6.1	0.3

② 親の婚姻状況と離婚時の養育費の取り決め

親の婚姻状況は、「結婚している（再婚・事実婚含む）」が88.5%と最も多く、以下「離婚」（9.4%）、「死別」（1.0%）、「未婚」（0.8%）となっています。A世帯では「離婚」が23.3%と、B世帯（6.9%）を上回っており、婚姻状況の変化により貧困傾向が強くなることが見受けられます。

離婚相手との子どもの養育費について、「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」が45.9%と最も多く、「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」（13.5%）を合わせた「養育費を受け取っていない」は59.4%と、「養育費を受け取っている」（40.5%）を上回っており、離婚前の養育費取り決めの浸透と実効性の確保が重要となっています。

なお、「第二次山形県子どもの貧困対策推進計画（令和3年3月 山形県）」における令和7年度の数値目標のひとつに「養育費の取り決めをしている世帯数（母子・父子世帯別）」があり、令和元年度の現状値は、山形県全体で母子世帯が58.5%、父子世帯が47.4%となっています。本市の母子世帯では「取り決めあり」は55.9%、父子世帯では0.0%と、県を下回っています。

■親の婚姻状況【保護者回答】

全体 n=393、A世帯 n=60、B世帯 n=333(枠内：%)

	結婚している (再婚・事実婚含む)	離婚	死別	未婚	いない、 わからない
全体	88.5	9.4	1.0	0.8	0.3
A世帯	73.3	23.3	1.7	1.7	—
B世帯	91.3	6.9	0.9	0.6	0.3

■離婚相手との子どもの養育費の取り決めと受け取りの有無【保護者回答 世帯所得別】

全体 n=37、A世帯 n=14、B世帯 n=23(枠内：%)

	養育費を受け取っている			養育費を受け取っていない		
	取り決めをしており、 養育費を受け取っている	特に取り決めはしていないが、 養育費を受け取っている		養育費の取り決めをして いるが、受け取っていない	養育費の取り決めをして おらず、受け取っていない	
全体	37.8	40.5	2.7	13.5	59.4	45.9
A世帯	57.1	—		7.1	42.8	35.7
B世帯	26.1	4.3		17.4	69.6	52.2

全体では、「養育費を受け取っていない」が59.4%と過半数を占めています。

■離婚相手との子どもの養育費の取り決めと受け取りの有無【保護者回答 子ども学年別】

全体 n=37、小学5年生 n=9、中学2年生 n=11、高校生等 n=17(枠内：%)

	養育費を受け取っている		養育費を受け取っていない		
	取り決めをしており、 養育費を受け取っている	特に取り決めはしていないが、 養育費を受け取っている	養育費の取り決めをしているが、 受け取っていない	養育費の取り決めをして おらず、受け取っていない	
全体	37.8	2.7	13.5	59.4	45.9
小学5年生	44.4	11.1	11.1	44.4	33.3
中学2年生	36.4	—	—	63.6	63.6
高校生等	35.3	—	23.5	64.7	41.2

■離婚相手との養育費の取り決めの有無【保護者回答 母子家庭・父子家庭別】

全体 n=37、母子世帯 n=34、父子世帯 n=1、世帯タイプ把握困難 n=2(枠内：%)

	取り決め あり			取り決め なし	
	取り決めをしており、 養育費を受け取っている	養育費の取り決めをして いるが、受け取っていない		特に取り決めはしていないが、 養育費を受け取っている	養育費の取り決めをして おらず、受け取っていない
全体	37.8	13.5		2.7	45.9
母子世帯	41.2	55.9	14.7	2.9	41.2
父子世帯	—	0.0	—	—	100.0

③ 子どもの進学

保護者が思う子どもの進学段階の希望は、全体では「大学」が 51.7%と最も多く、以下「高等学校（高校）」（19.3%）、「専門学校」（7.6%）、「短期大学・高等専門学校」（7.4%）となります。「大学」進学希望は、ひとり親世帯では 30.2%とふたり親世帯（54.0%）を下回り、A世帯では 46.7%とB世帯（52.6%）を下回ります。

児童・生徒本人の進学段階の希望は、全体では「大学」が 33.1%と最も多く、以下「高等学校（高校）」（19.6%）、「専門学校」（9.7%）となっています。

詳細にみると、ひとり親世帯の児童・生徒本人の「大学」進学希望は 38.7%と、保護者の 30.2%を上回っていますが、A世帯の児童・生徒本人では 27.8%と、保護者の 46.7%を下回っています。世帯の経済的事情から進学をあきらめる子どもが少なくなるよう奨学金などによる進学支援・学費の確保や多様な学習支援が重要となっています。

■進学の希望（保護者、児童・生徒）【世帯タイプ別】 保護者 n=393、子ども n=453（枠内：%）

区分		中学校	高等学校 (高校)	専門学校	短期大学・ 高等専門学校	大学	大学院	その他	まだわからない
保護者	全体	—	19.3	7.6	7.4	51.7	0.8	0.8	12.5
	ひとり親世帯	—	32.6	7.0	11.6	30.2	—	4.7	14.0
	ふたり親世帯	—	17.6	7.8	6.9	54.0	0.9	0.3	12.4
子ども	全体	1.3	19.6	9.7	3.3	33.1	2.0	—	30.9
	ひとり親世帯	3.2	22.6	6.5	3.2	38.7	3.2	—	22.6
	ふたり親世帯	1.0	18.2	9.8	3.4	35.8	2.0	—	29.7

■進学の希望（保護者、児童・生徒）【世帯所得別】

保護者 A世帯 n=60、B世帯 n=333、子ども A世帯 n=54、B世帯 n=277、世帯タイプ把握困難 n=122（枠内：%）

区分		中学校	高等学校 (高校)	専門学校	短期大学・ 高等専門学校	大学	大学院	その他	まだわからない
保護者	A世帯	—	18.3	15.0	3.3	46.7	—	1.7	15.0
	B世帯	—	19.5	6.3	8.1	52.6	0.9	0.6	12.0
子ども	A世帯	1.9	20.4	13.0	1.9	27.8	—	—	35.2
	B世帯	1.1	18.1	8.7	3.6	38.3	2.5	—	27.8

世帯所得別にみると、「専門学校」は、保護者・子どもともにA世帯がB世帯より高くなっています。

一方、「大学」は保護者・子どもともにA世帯がB世帯より低いことから、子どもと保護者ともに貧困化により高等教育機関への進学を望まない、またはあきらめざるを得ない傾向がみられます。

■進学の希望（児童・生徒）

全体 n=453、小学5年生 n=177、中学2年生 n=176、高校生等 n=100(枠内：%)

区分	中学校	高等学校 (高校)	専門学校	短期大学・ 高等専門学校	大学	大学院	その他	まだわから ない
小学5年生	2.8	18.1	9.0	2.3	22.6	1.7	—	43.5
中学2年生	0.6	25.6	7.4	3.4	34.1	—	—	29.0
高校生等	—	12.0	15.0	5.0	50.0	6.0	—	12.0

④ 学習支援の参加意向（保護者）

保護者が児童・生徒を学習支援に参加させたい意向について全体では 35.9%で、小学5年生の保護者では 40.2%、中学2年生の保護者では 39.1%と、高校生等の保護者（28.6%）より 10.0 ポイント以上高くなっています。ひとり親世帯の保護者では 27.9%、A世帯の保護者では 40.0%となっています。なお、「すでに参加している」は全体の 1.3%と少数です。

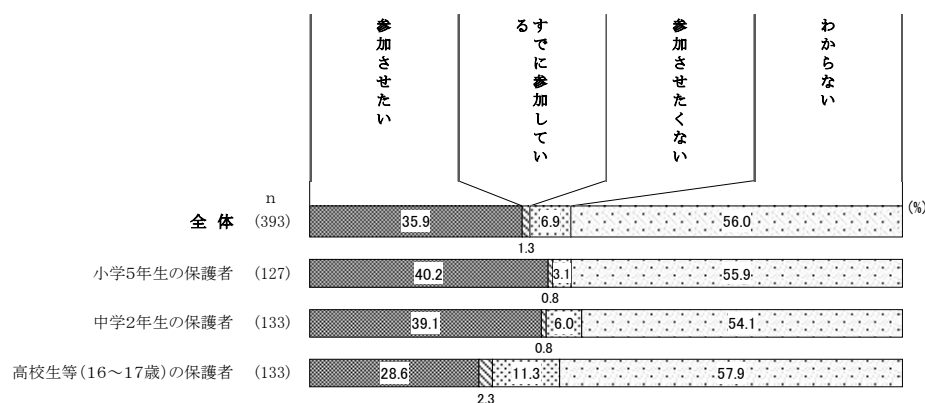
保護者が児童・生徒を学習支援に参加させたい・すでに参加している理由について全体では「学校だけでは勉強がわからないようだから」が 49.3%と最も多く、以下「親が仕事などで忙しく、家で勉強をみてあげることができないから」（41.1%）、「民間の学習塾などの費用が出せないから」（40.4%）、「家では勉強をしないから」（39.7%）となっています。

A世帯の保護者では「学校だけでは勉強がわからないようだから」（68.0%）、「民間の学習塾などの費用が出せないから」（56.0%）、「親が仕事などで忙しく、家で勉強をみてあげることができないから」（48.0%）の項目で、B世帯の保護者を上回っており、経済的な理由に加え、家族以外の目配りを求めていることがわかります。

■学習支援への参加意向【保護者回答（子どもの学年別）】 n=393(枠内：%)

問18 近年、自治体から委託を受けた団体や学生ボランティアなどが、無料または低額で子どもの学習をサポートする「学習支援」が広がりを見せています。

あなたは、そうした場所にお子さんを参加させたいと思いますか。（1つだけ）



■学習支援への参加意向（保護者世帯タイプ別・世帯所得別） n=393(枠内：％)

	参加させたい	すでに参加している	参加させたくない※	わからない
全体	35.9	1.3	6.9	56.0
ひとり親世帯	27.9	2.3	18.6	51.2
ふたり親世帯	37.0	1.2	4.9	56.9
A世帯	40.0	1.7	11.7	46.7
B世帯	35.1	1.2	6.0	57.7

※ 保護者が子どもを学習支援に参加させたくない理由について、全体では「必要性を感じないから」が 55.6％と最も多く、以下「学習支援の内容（どんなことをするか）がわからないから」（22.2％）、「民間の学習塾などの方が学習効果が期待できるから」（18.5％）となっています。

■学習支援に参加させたい・すでに参加している理由

（「参加させたい」と「すでに参加している」を選んだ人のみ回答）【保護者の回答】

保護者 n=146(枠内：％)

	学校だけでは勉強がわからないようだから	親が仕事などで忙しく、家で勉強をみてあげることができないから	民間の学習塾などの費用が出せないから	家では勉強をしないから	その他
全体	49.3	41.1	40.4	39.7	5.5
ひとり親世帯	69.2	23.1	38.5	23.1	—
ふたり親世帯	47.7	43.2	40.9	41.7	5.3
A世帯	68.0	48.0	56.0	24.0	8.0
B世帯	45.5	39.7	37.2	43.0	5.0

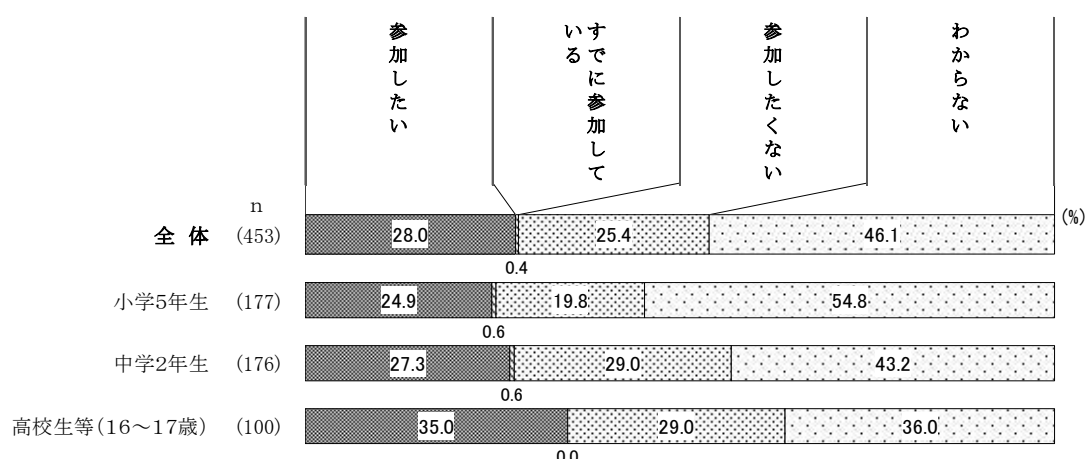
⑤ 学習支援の参加意向（子ども）

子どもの学習支援への参加意向について、全体では「参加したい」が 28.0%と最も多く、「すでに参加している」(0.4%)を合わせた《参加意向あり》は 28.4%となっており、「わからない」は 46.1%となっています。なお、「参加したい」は 127 人、「すでに参加している」は 2 人となっています。

「参加したい」では、高校生等が 35.0%となっており、小学 5 年生 (24.9%) を 10.1 ポイント、中学 2 年生 (27.3%) を 7.7 ポイント上回り、学年が上がるほどに参加意向のある人が多くなっています。

「参加したくない」では、小学 5 年生が 19.8%と、中学 2 年生、高校生等（ともに 29.0%）を 9.2 ポイント下回っています。

問16 大学生などがボランティアで、無料で勉強を教えてくれる場所があった場合、参加したいと思いますか。（1つだけ）



■学習支援への参加意向 【子どもの回答（世帯タイプ別・世帯所得別）】 n=453 (枠内：%)

	参加したい	すでに参加している	参加したくない※	わからない
全体	28.0	0.4	25.4	46.1
ひとり親世帯	35.5	—	35.5	29.0
ふたり親世帯	28.7	0.7	19.9	50.7
A世帯	33.3	1.9	24.1	40.7
B世帯	28.5	0.4	21.3	49.8

※ 子どもが学習支援に参加したくない理由について、全体では「必要と思わないから」が 39.1%と最も多く、以下「他に優先してやりたいことがあるから」(31.3%)、「内容（どんなことをするか）がわからないから」(20.0%) となっています。

なお、「その他」は 25.2%となっており、その理由は、「知らない人は怖い、気まずいから」、「めんどくさい、一人のほうがいいから」などが挙げられています。

学習支援に参加したい・すでに参加している理由について、全体では「学校だけでは勉強がわからないから」が60.5%と最も多く、以下「家では勉強をしないから」(26.4%)、「学習塾などはお金がかかるから」(24.0%)、「親が仕事などで忙しく、家で勉強をみてもらえないから」(9.3%)となっています。なお、「その他」は13.2%となっており、その内容については、「もっと勉強がしたい、分からないところを教えてほしいから」、「クラブ(活動)などでお金がかかったり、たまに行けるくらいがちょうどいいから」などが挙げられています。

学年別にみると、「家では勉強をしないから」「学習塾などはお金がかかるから」は学年が上がるほど多く、特に、高校生等では「家では勉強をしないから」が51.4%と、小学5年生(6.7%)、中学2年生(26.5%)を20.0ポイント以上上回っています。「親が仕事などで忙しく、家で勉強をみてもらえないから」は学年が上がるほどに少なくなっています。世帯タイプ別にみると、ひとり親世帯では「学校だけでは勉強がわからないから」が81.8%と、ふたり親世帯(64.4%)を17.4ポイント上回っています。

世帯所得別にみると、「家では勉強をしないから」がA世帯では5.3%と、B世帯(27.5%)を22.2ポイント下回り、「親が仕事などで忙しく、家で勉強をみてもらえないから」ではA世帯が21.1%と、B世帯(6.3%)を14.8ポイント上回っており、勉強への理解・意欲だけではなく、家族以外の目配りを求めていることがわかります。

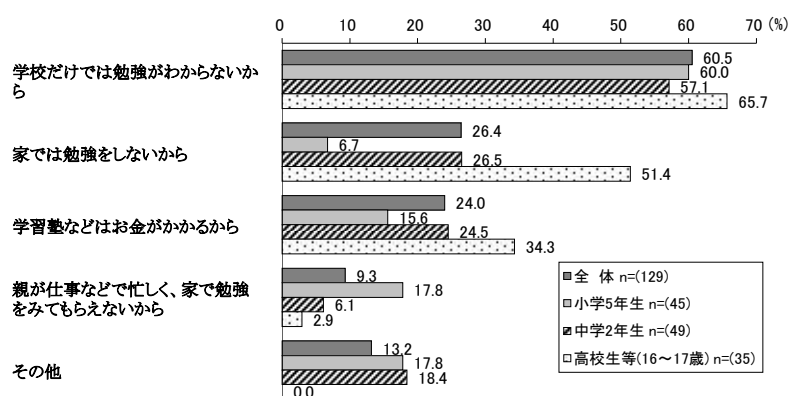
■学習支援に参加したい・すでに参加している理由（「参加したい」と「すでに参加している」を選んだ人のみ回答）【子どもの回答】 子ども n=129(枠内：%)

	学校だけでは勉強がわからないから	家では勉強をしないから	学習塾などはお金がかかるから	親が仕事などで忙しく、家で勉強をみてもらえないから	その他
全体	60.5	26.4	24.0	9.3	13.2
ひとり親世帯	81.8	18.2	18.2	—	18.2
ふたり親世帯	64.4	24.1	23.0	9.2	9.2
A世帯	63.2	<u>5.3</u>	15.8	<u>21.1</u>	15.8
B世帯	66.3	27.5	25.0	6.3	8.8

■学習支援に参加したい・すでに参加している理由（子ども回答・子ども学年別）

【問16で「1.参加したい」「2.すでに参加している」を選んだ人にお聞きします。】

問17 参加したい・参加している理由は何ですか。(あてはまるものすべて)



⑥ 子ども食堂の参加意向（保護者）

保護者が子ども食堂に参加させたい意向について全体では 17.0%で、小学5年生の保護者では 22.8%と、中学2年生の保護者と高校生等の保護者（ともに 14.3%）を 8.0 ポイント上回っています。ひとり親世帯では 18.6%、A世帯では 26.7%となっています。なお、「すでに参加している」は全体では 9.9%となっています。

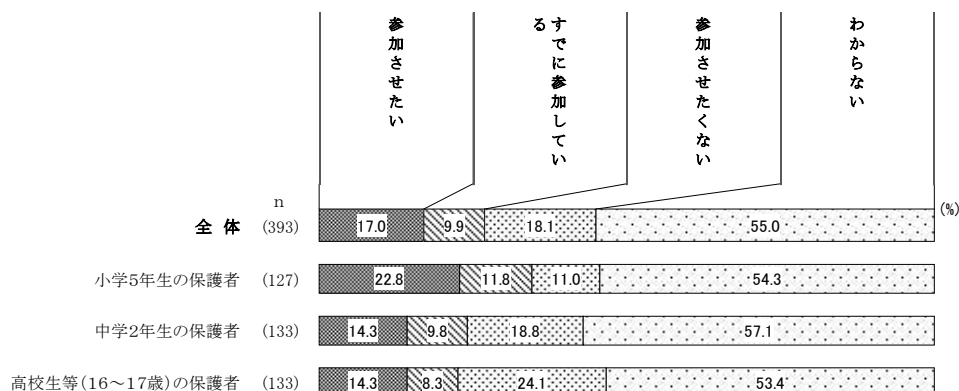
保護者が子どもを子ども食堂に参加させたい・参加している理由は「お子さんにさまざまな人と関わる機会を持たせたいから」が 74.5%と最も多く、ひとり親世帯の保護者（44.4%）よりも、ふたり親世帯の保護者（78.1%）でより支持されています。

ひとり親世帯の保護者では「保護者が仕事で不在の時など、お子さんだけでは心配だから」（44.4%）で 5.9 ポイント、「家事の負担を軽減したいから」（33.3%）で 14.5 ポイント、「経済的に、家では十分な食事を食べさせられないから」（22.2%）で 18.0 ポイントふたり親世帯の保護者を上回っています。

さらに、A世帯の保護者では「保護者が仕事で不在の時など、お子さんだけでは心配だから」（52.2%）で 17.3 ポイント、「経済的に、家では十分な食事を食べさせられないから」（8.7%）で 3.9 ポイントB世帯の保護者を上回っており、子ども食堂をセーフティネットや子どもの居場所ととらえられていることがわかります。

■子ども食堂への参加意向 【保護者回答（子ども学年別）】 n=393(枠内：%)

問21 近年、無料または低額で食事を提供する「子ども食堂」の取組が増えてきています。
あなたは、そうした場所にお子さんを参加させたいと思いますか。（1つだけ）



■子ども食堂への参加意向 （保護者世帯タイプ別・世帯所得別） n=393(枠内：%)

	参加させたい	すでに参加している	参加させたくない ※次ページ	わからない
全体	17.0	9.9	18.1	55.0
ひとり親世帯	18.6	2.3	32.6	46.5
ふたり親世帯	17.1	10.7	15.9	56.4
A世帯	26.7	11.7	21.7	40.0
B世帯	15.3	9.6	17.4	57.7

■子ども食堂に参加させたい・すでに参加している理由

(「参加させたい」と「すでに参加している」を選んだ人のみ回答)【保護者の回答】

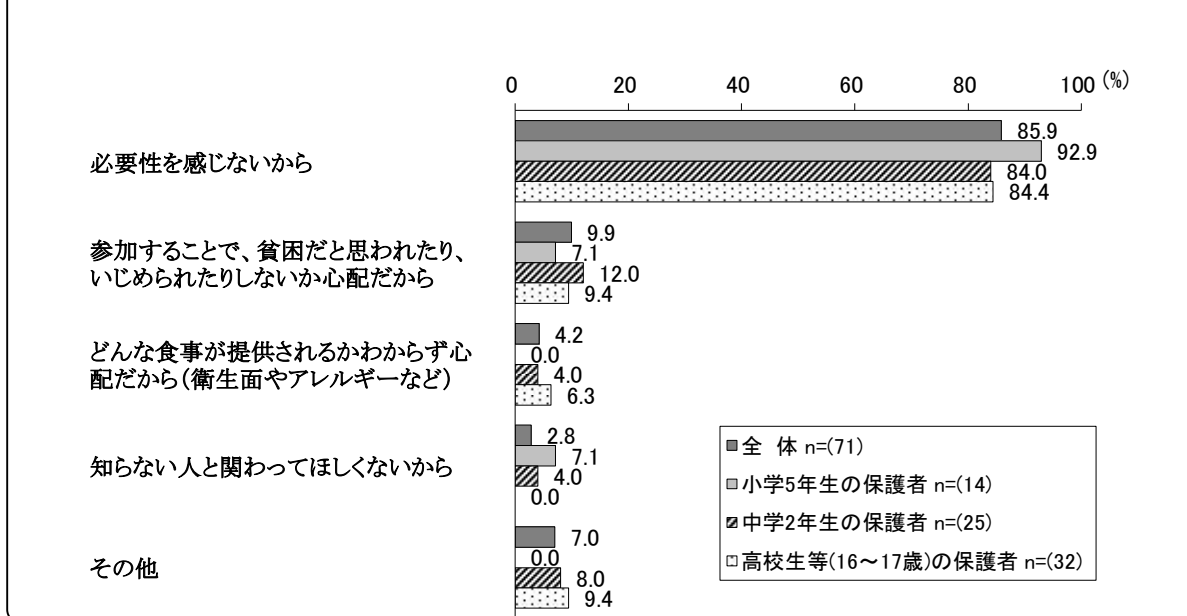
保護者 n=106(枠内：%)

	お子さんにさまざまな人と関わる機会を持たせたいから	保護者が仕事で不在の時など、お子さんだけでは心配だから	家事の負担を軽減したいから	経済的に、家では十分な食事を食べさせられないから	その他
全体	74.5	38.7	19.8	5.7	6.6
ひとり親世帯	44.4	<u>44.4</u>	<u>33.3</u>	<u>22.2</u>	—
ふたり親世帯	78.1	38.5	18.8	4.2	6.3
A世帯	69.6	<u>52.2</u>	8.7	<u>8.7</u>	13.0
B世帯	75.9	34.9	22.9	4.8	4.8

※子ども食堂に参加させたくない理由

【問 21 で「3.参加させたくない」を選んだ人にお聞きします。】

問23 参加させたくない理由は何ですか。(あてはまるものすべて)



子ども食堂に参加させたくない理由について、全体では「必要性を感じないから」が85.9%と最も多く、以下「参加することで、貧困だと思われたり、いじめられたりしないか心配だから」(9.9%)、「どんな食事が提供されるかわからず心配だから(衛生面やアレルギーなど)」(4.2%)となっています。

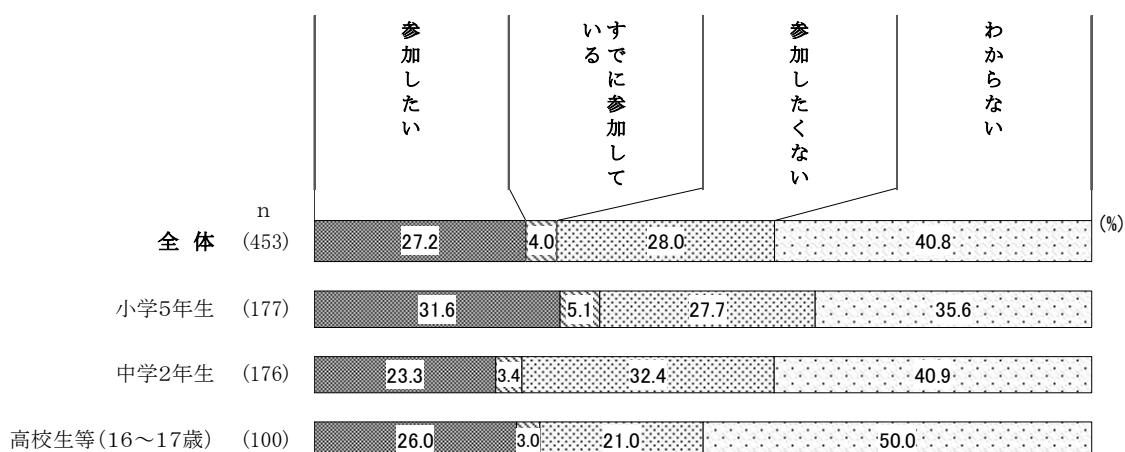
小学5年生の保護者、中学2年生の保護者、高校生等の保護者のいずれも概ね同様の傾向となっています。

⑦ 子ども食堂の参加意向（子ども）

子ども全体では、「参加したい」（27.2%）と「すでに参加している」（4.0%）を合わせた《参加意向あり》は 31.2%であり、「参加したくない」（28.0%）を上回っています。学年別にみると、小学5年生、高校生等では、「参加したい」が「参加したくない」を上回っています。

なお、子ども食堂に参加したくない理由について、全体では「知らない人達だから」（49.6%）、「必要と思わないから」（48.8%）がともに多く、以下「他の人に何か言われなにか心配だから」（12.6%）、「家から遠いから」（7.9%）となっています。中学2年生では「知らない人達だから」が 56.1%と小学5年生（42.9%）、高校生等（47.6%）を上回っています。

問19 地域の人などといっしょに、無料または100円～300円ぐらいの値段でごはんが食べられる場所（子ども食堂など）があった場合、参加したいと思いますか。（1つだけ）



■子ども食堂への参加意向【子どもの回答（世帯タイプ別・世帯所得別）】n=453(枠内：%)

	参加したい	すでに参加している	参加したくない	わからない
全体	27.2	4.0	28.0	40.8
ひとり親世帯	22.6	—	22.6	54.8
ふたり親世帯	28.4	4.4	27.7	39.5
A世帯	22.2	7.4	31.5	38.9
B世帯	28.5	3.2	27.1	41.2

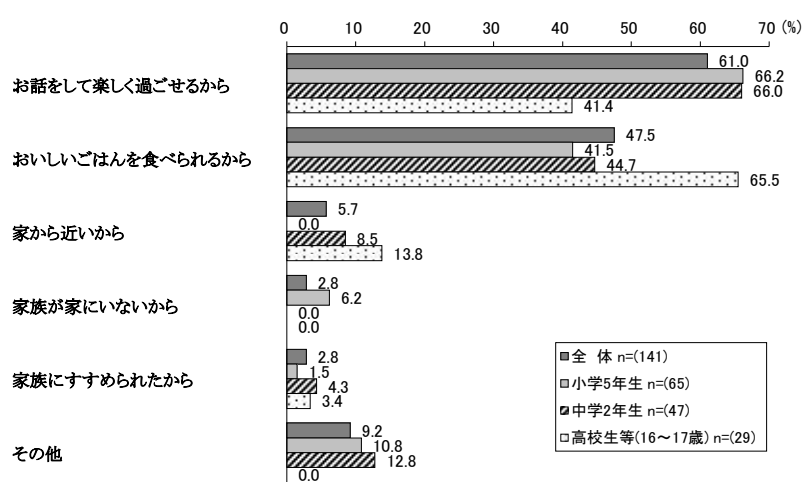
子ども食堂に参加したい・すでに参加している理由について、全体では「お話を楽しく過ごせるから」(61.0%)、「おいしいごはんを食べられるから」(47.5%) がともに多くなっています。これは世帯タイプ別のひとり親・ふたり親世帯ともに同傾向です。

世帯所得別にみると、「お話を楽しく過ごせるから」がA世帯(56.3%)、B世帯(62.5%)ともに最も多いものの、A世帯は「家族が家にいないから」が6.3ポイントとB世帯(2.3%)を4.0ポイント上回っています。

■子ども食堂に参加したい・すでに参加している理由【子どもの回答】

【問19で「1.参加したい」「2.すでに参加している」を選んだ人にお聞きます。】

問20 参加したい・参加している理由は何ですか。(あてはまるものすべて)



■子ども食堂に参加したい・すでに参加している理由 (「参加したい」と「すでに参加している」を選んだ人のみ回答)【子どもの回答】 子ども n=141(枠内：%)

	お話を楽しく過ごせるから	おいしいごはんを食べられるから	家から近いから	家族が家にいないから	家族にすすめられたから	その他
全体	61.0	47.5	5.7	2.8	2.8	9.2
ひとり親世帯	57.1	42.9	—	—	—	14.3
ふたり親世帯	61.9	47.4	6.2	3.1	4.1	9.3
A世帯	56.3	25.0	—	6.3	—	25.0
B世帯	62.5	51.1	6.8	2.3	4.5	6.8

⑧ 公的支援制度の利用経験

公的支援制度の利用経験は、全体ではすべての項目で「利用する必要がなかった」が60.0%以上を占めています。

一方、「利用したことがある」は、「児童扶養手当」(14.8%)、「就学援助」(7.1%)で他の項目で1.0%以下であるのに比べて多くなっており、世帯タイプ別では、特にひとり親世帯では「児童扶養手当」(74.4%)、「就学援助」(37.2%)でふたり親世帯を大きく上回っています。

また、「制度のことを知らなかった」は、「生活困窮者自立支援制度」、「生活福祉資金貸付」、「高等職業訓練促進給付金」で、ひとり親世帯がふたり親世帯を大きく上回っています。

世帯所得別では、「利用したことがある」は、「児童扶養手当」、「就学援助」でA世帯がB世帯を上回り、また、「制度のことを知らなかった」は「児童扶養手当」、「就学援助」を除く項目でA世帯がB世帯を上回っています。

支援をより必要とするひとり親世帯やA世帯で「児童扶養手当」、「就学援助」以外の公的支援制度の認知度が低いことから、適切なタイミングで繰り返し通知するなど周知徹底を図ることが必要です。

■公的支援制度の利用について【保護者の回答】 全体 n=393(枠内：%)

		利用したことがある	利用する必要がなかった	利用しなかったが要件に該当しなかった	利用したかったがどこに相談すればいいかわからなかった	利用するのがためらわれた	制度のことを知らなかった
児童扶養手当	全体	14.8	67.9	11.2	—	0.5	5.6
	ひとり親世帯	74.4	4.7	18.6	—	—	2.3
	ふたり親世帯	7.5	76.0	9.8	—	0.6	6.1
	A世帯	28.3	50.0	18.3	—	—	3.3
	B世帯	12.3	71.2	9.9	—	0.6	6.0
母子父子寡婦福祉資金貸付	全体	0.3	77.6	7.4	1.0	1.5	12.2
	ひとり親世帯	2.3	55.8	14.0	4.7	14.0	9.3
	ふたり親世帯	—	80.6	6.6	0.6	—	12.1
	A世帯	—	61.7	16.7	1.7	5.0	15.0
	B世帯	0.3	80.5	5.7	0.9	0.9	11.7
生活困窮者自立支援制度	全体	0.3	77.9	7.9	0.3	0.3	13.5
	ひとり親世帯	—	60.5	14.0	—	2.3	23.3
	ふたり親世帯	0.3	80.1	6.9	0.3	—	12.4
	A世帯	—	61.7	16.7	1.7	1.7	18.3
	B世帯	0.3	80.8	6.3	—	—	12.6

		利用 した こと が あ る	利用 する 必要 が な か つ た	利用 した か つ た が 要 件 に 該 当 し な か つ た	利用 した か つ た が ど こ に 相 談 す れ ば い い か わ か ら な か つ た	利用 する の が た め ら わ れ た	利用 する の が た め ら わ れ た 制 度 の こ と を 知 ら な か つ た
生活保護	全体	0.3	86.3	6.6	—	0.8	6.1
	ひとり親世帯	—	76.7	11.6	—	2.3	9.3
	ふたり親世帯	0.3	87.3	6.1	—	0.6	5.8
	A世帯	1.7	71.7	16.7	—	1.7	8.3
	B世帯	—	88.9	4.8	—	0.6	5.7
生活福祉 資金貸付	全体	1.0	79.9	5.1	0.5	0.8	12.7
	ひとり親世帯	2.3	69.8	2.3	—	—	25.6
	ふたり親世帯	0.9	80.9	5.5	0.6	0.9	11.3
	A世帯	1.7	65.0	10.0	—	3.3	20.0
	B世帯	0.9	82.6	4.2	0.6	0.3	11.4
就学援助	全体	<u>7.1</u>	72.5	10.7	0.8	0.8	8.1
	ひとり親世帯	<u>37.2</u>	34.9	20.9	—	2.3	4.7
	ふたり親世帯	<u>3.5</u>	76.9	9.5	0.9	0.6	8.7
	A世帯	<u>11.7</u>	51.7	25.0	1.7	3.3	6.7
	B世帯	<u>6.3</u>	76.3	8.1	0.6	0.3	8.4
高等職業訓練 促進給付金	全体	0.5	79.1	5.3	1.3	1.0	12.7
	ひとり親世帯	2.3	53.5	4.7	9.3	4.7	25.6
	ふたり親世帯	0.3	82.1	5.5	0.3	0.6	11.3
	A世帯	—	60.0	11.7	5.0	3.3	20.0
	B世帯	0.6	82.6	4.2	0.6	0.6	11.4

⑨ ヤングケアラー

家族の中にお世話や見守り、こころのケアが必要な人がいるのは、児童・生徒で6.6%、保護者で4.8%と大きな違いはみられません。図表⑨－１

児童・生徒の家族でお世話や見守り、こころのケアを必要としているのは、児童・生徒からみて「おばあさん」(33.3%)、「お母さん」、「おじいさん」、「きょうだい」(ともに26.7%)が多く、保護者では「きょうだい」(47.4%)、「おばあさん」(42.1%)、「おじいさん」(31.6%)が多くなっています。図表⑨－２

児童・生徒ではお世話を「自分と自分以外の人がしている」が56.7%となっていますが、保護者では「お子さんとお子さん以外の人がしている」は10.5%にとどまり、児童・生徒と保護者との間にギャップが見られます。図表⑨－３

児童・生徒が行っているお世話の内容は「見守り」が64.7%と最も多く、以下「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」(47.1%)、「買い物や散歩にいっしょに行く」(35.3%)、「入浴やトイレのお世話」(29.4%)、「きょうだいのお世話や保育所などへの送り迎えなど」、「話を聞く」(ともに23.5%)となっており、保護者の回答の「見守り」、「話を聞く」(ともに100.0%)とギャップが見受けられます。図表⑨－４

児童・生徒が家族のお世話をすることでできていないことは、「自分の時間が取れない」が17.6%と最も多く、以下「睡眠が十分に取れない」(11.8%)、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」、「どうしても学校を遅刻・早退をしてしまう」(ともに5.9%)となっています。図表⑨－５

児童・生徒は自身がヤングケアラーに該当すると29.4%が自覚していますが、保護者では子どもがヤングケアラーに該当すると思っている人はおらず、ギャップが見受けられます。図表⑨－６

ヤングケアラーの認知度は、児童・生徒では「聞いたことはない」が47.7%と最も多く、「聞いたことはあるが、よく知らない」が26.5%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が25.8%であり、保護者では「聞いたことがあり、内容も知っている」は70.5%となっています。図表⑨－７

ヤングケアラーは、周囲に相談できずに事態が深刻化することがあるため、ヤングケアラーの社会的認知度を高めることで、子どもの自覚を含め、関係機関による早期発見、早期対応につなげることが重要です。図表⑨－８～１２

図表⑨－１ 家族の中のお世話や見守り、こころのケアが必要な人の有無

子ども n=453、保護者 n=393 (枠内：%)

	いる	いない
子ども全体	6.6	93.4
小学5年生	6.2	93.8
中学2年生	6.8	93.2
高校生等	7.0	93.0
保護者全体	4.8	95.2

図表⑨－２ お世話や見守り、こころのケアを必要としている家族（お子さんからみた続柄） 子ども n=30、保護者 n=19（枠内：％）

	きょうだい	おばあさん	おじいさん	お父さん	お母さん	その他
子ども全体	26.7	<u>33.3</u>	26.7	16.7	26.7	13.3
保護者全体	<u>47.4</u>	42.1	31.6	5.3	—	5.3

図表⑨－３ お世話をしている人 子ども n=30、保護者 n=19（枠内：％）

	子ども（児童・生徒）			保護者		
	自分だけがしている	自分と自分以外の人 がしている	自分以外の人 がしている	お子さん だけがしている	お子さんと お子さん以外 の人がしている	お子さん以外 の人がしている
子ども全体	—	<u>56.7</u>	43.3	—	—	—
保護者全体	—	—	—	—	<u>10.5</u>	89.5

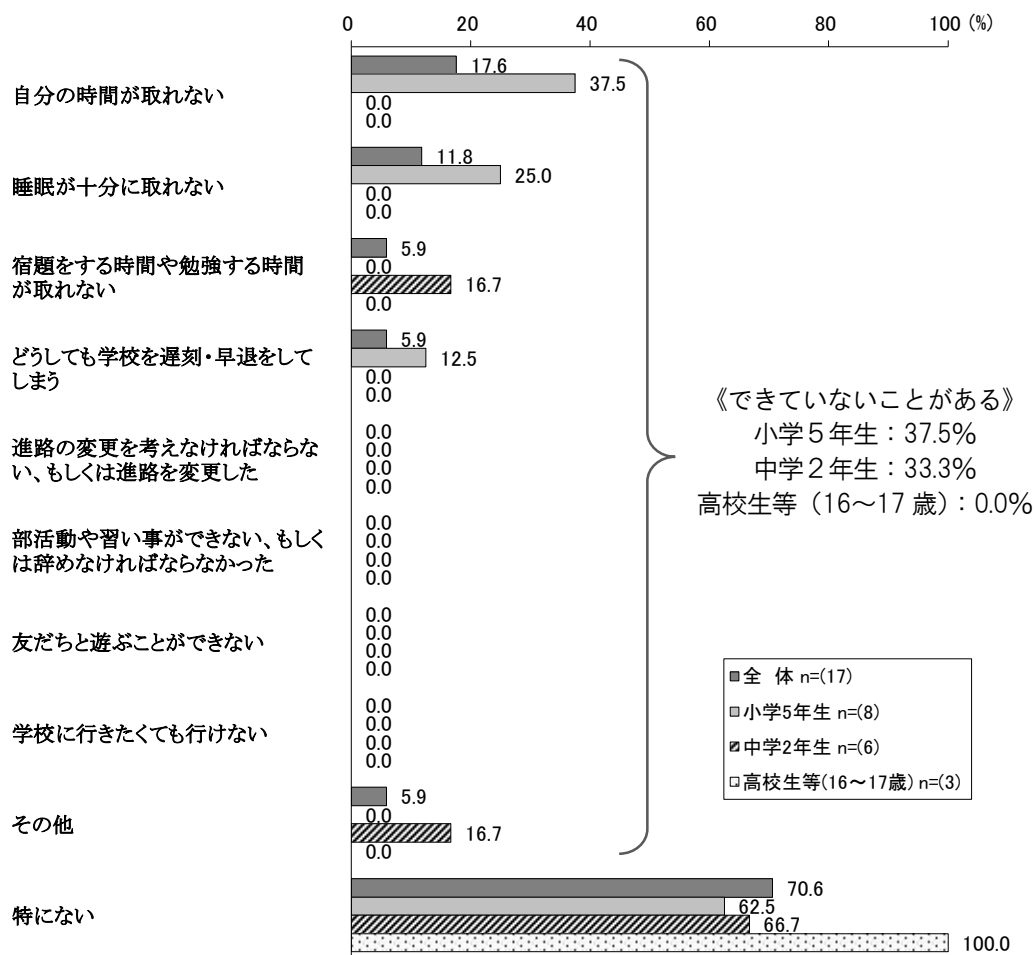
図表⑨－４ 子どもが行っているお世話の内容 子ども n=17、保護者 n=2（枠内：％）

	子ども (児童・生徒)	保護者
家事（食事の準備や掃除、洗濯）	47.1	—
きょうだいのお世話や保育所などへの送り迎えなど	23.5	—
入浴やトイレのお世話	29.4	50.0
買い物や散歩にいっしょに行く	35.3	—
病院へいっしょに行く	5.9	—
話を聞く	23.5	<u>100.0</u>
見守り	<u>64.7</u>	<u>100.0</u>
通訳（日本語や手話など）	—	—
お金の管理	—	—
医療的ケア（薬を飲ませたり、たんの吸引をするなど）	—	—
家計のサポート（家計を支えるためにアルバイトや労働をするなど）	—	—
その他	5.9	—

図表⑨－ 5 家族のお世話をしていることでできていないこと

子ども n=17

問36 あなたが家族のお世話をしていることで、やりたいけどできていないことはありますか。(あてはまるものすべて)



小学5年生では「自分の時間が取れない」(37.5%)、「睡眠が十分に取れない」(25.0%)、「どうしても学校を遅刻・早退をしてしまう」(12.5%)など《できていないことがある》とする回答は37.5%となっています。中学2年生では「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」(16.7%)と《できていないことがある》とする回答は33.3%となっています。なお、「特にない」は、小学5年生、中学2年生、高校生等のいずれの学年も60.0%以上となっています。

図表⑨－6 自分のヤングケアラーへの該当 子ども n=17、保護者 n=2（枠内：％）

	あてはまる	あてはまらない	わからない
子ども全体	<u>29.4</u>	47.1	23.5
小学5年生	37.5	50.0	12.5
中学2年生	33.3	16.7	50.0
高校生等（16～17歳）	—	100.0	—
保護者全体	—	<u>100.0</u>	—

図表⑨－7 ヤングケアラーの認知度

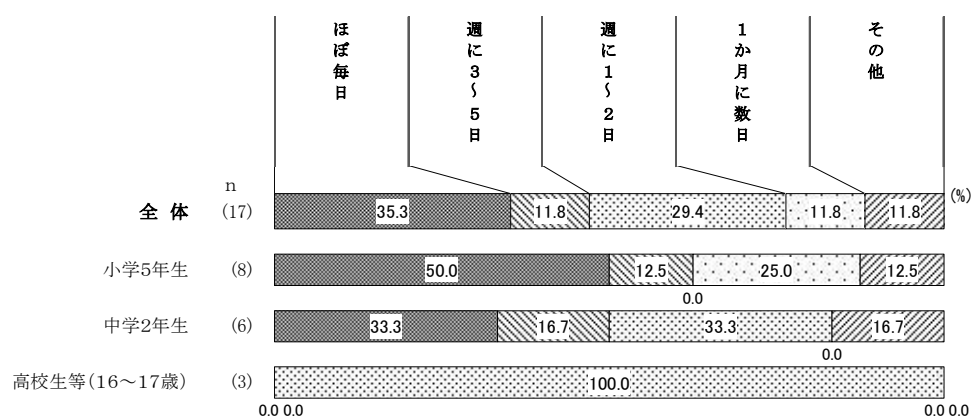
小学5年生 n=177、中学2年生 n=176、高校生等 n=100、保護者 n=393（枠内：％）

	聞いたことがあり、 内容も知っている	聞いたことはあるが、 よく知らない	聞いたことはない
子ども全体	25.8	26.5	<u>47.7</u>
小学5年生	18.6	36.2	45.2
中学2年生	26.1	21.0	52.8
高校生等（16～17歳）	38.0	19.0	43.0
保護者全体	<u>70.5</u>	16.8	12.7

図表⑨－8 平日に家族のお世話をしている頻度 子ども n=17

問34 あなたが平日(学校がある日)に、家族のお世話をしているのはどのくらいですか。

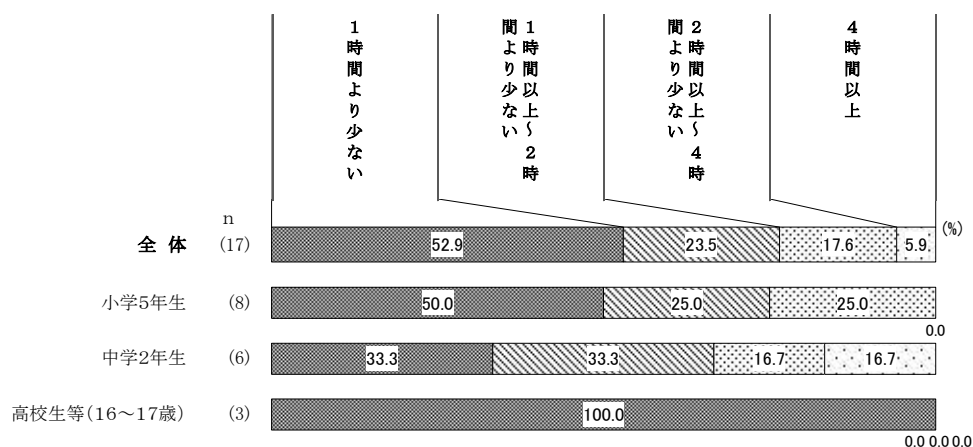
（1つだけ）



全体では「ほぼ毎日」が35.3％と最も多く、以下「週に1～2日」（29.4％）、「週に3～5日」、「1か月に数日」（ともに11.8％）となっています。小学5年生では「ほぼ毎日」が50.0％と中学2年生（33.3％）を16.7ポイント上回っています。中学2年生は「ほぼ毎日」、「週に1～2日」（ともに33.3％）が多くなっています。

図表⑨－ 9 平日に家族のお世話をしている 1 日あたりの時間 子ども n=17

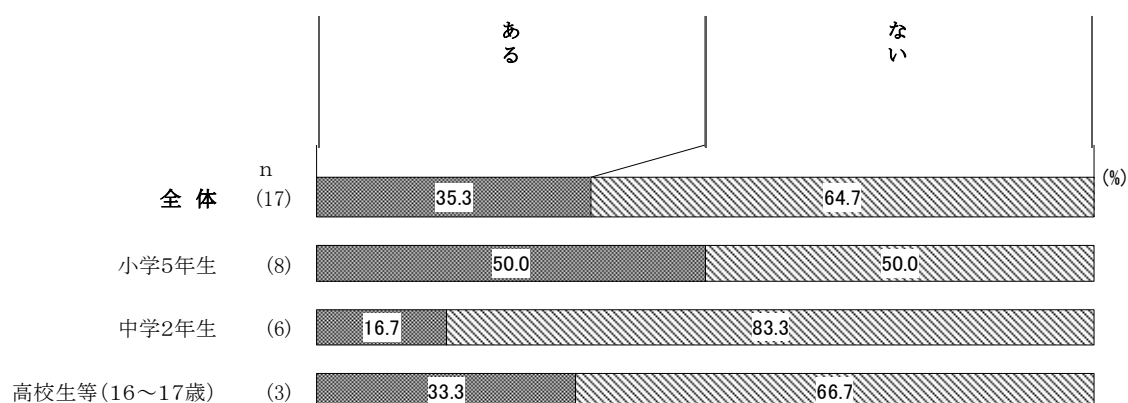
問35 あなたが平日(学校がある日)に、家族のお世話をしている時間は 1 日何時間くらいですか。
(1 つだけ)



全体では「1時間より少ない」が 52.9%と最も多く、以下「1時間以上～2時間より少ない」(23.5%)、「2時間以上～4時間より少ない」(17.6%)、「4時間以上」(5.9%)となっています。小学5年生、高校生等では「1時間より少ない」が最も多く、中学2年生では「1時間より少ない」、「1時間以上～2時間より少ない」(ともに 33.3%)が多くなっています。

図表⑨－10 家族のお世話をしていることやお世話の悩みについて相談したことの有無 子ども n=17

問37 あなたは、お世話を必要としている家族のことやお世話の悩みを、だれかに相談したことはありますか。(1 つだけ)

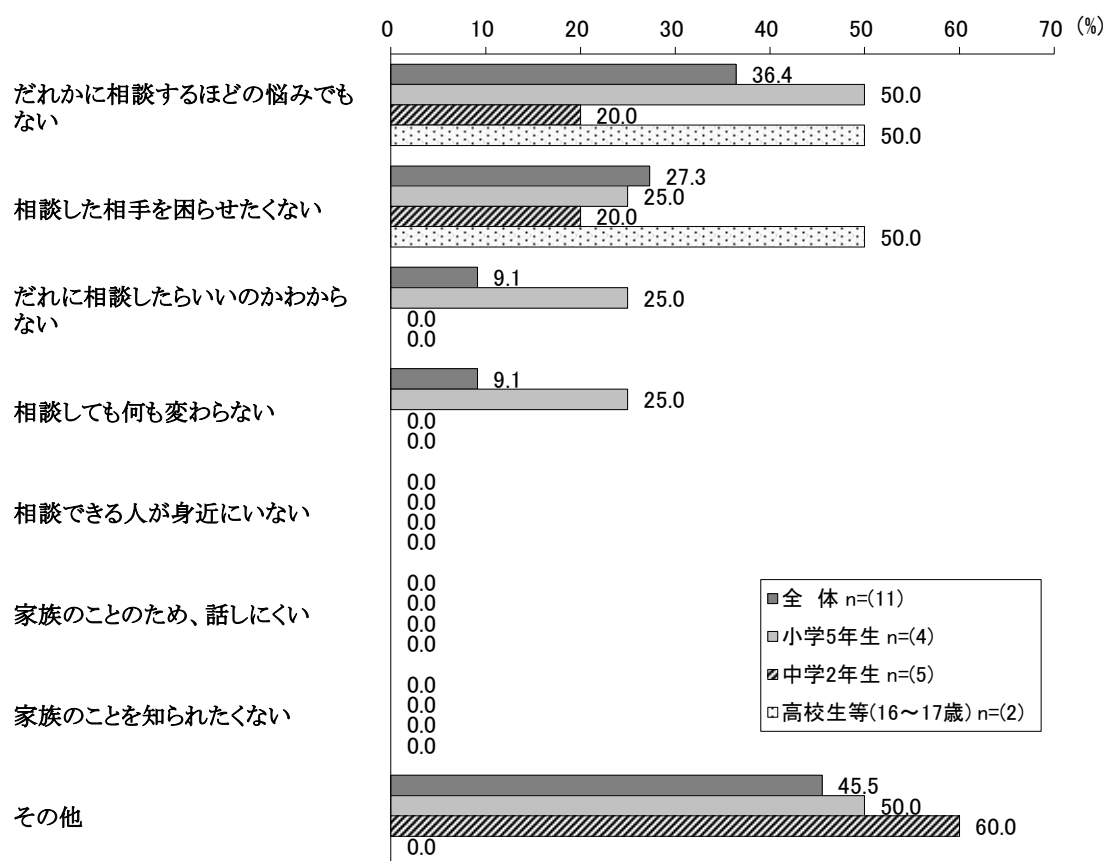


全体では「ある」が 35.3%、「ない」が 64.7%となっています。小学5年生では「ある」が 50.0%、中学2年生では 16.7%、高校生等では 33.3%と、小学5年生、中学2年生、高校生等のいずれの学年も相談したことがある人は 50.0%以下となっています。

図表⑨-11 相談していない理由 子ども n=11

【問38は、問37で「2.ない」を選んだ人にお聞きします。】

問38 相談していない理由を教えてください。（あてはまるものすべて）



全体では「だれかに相談するほどの悩みでもない」が36.4%と最も多く、以下「相談した相手を困らせたくない」（27.3%）、「だれに相談したらいいのかわからない」、「相談しても何も変わらない」（ともに9.1%）となっています。

学年別では、小学5年生、中学2年生、高校生等のいずれの学年も「だれかに相談するほどの悩みでもない」が多くなっており、「相談した相手を困らせたくない」や「だれに相談したらいいのかわからない」などの回答も少数ですが見受けられます。

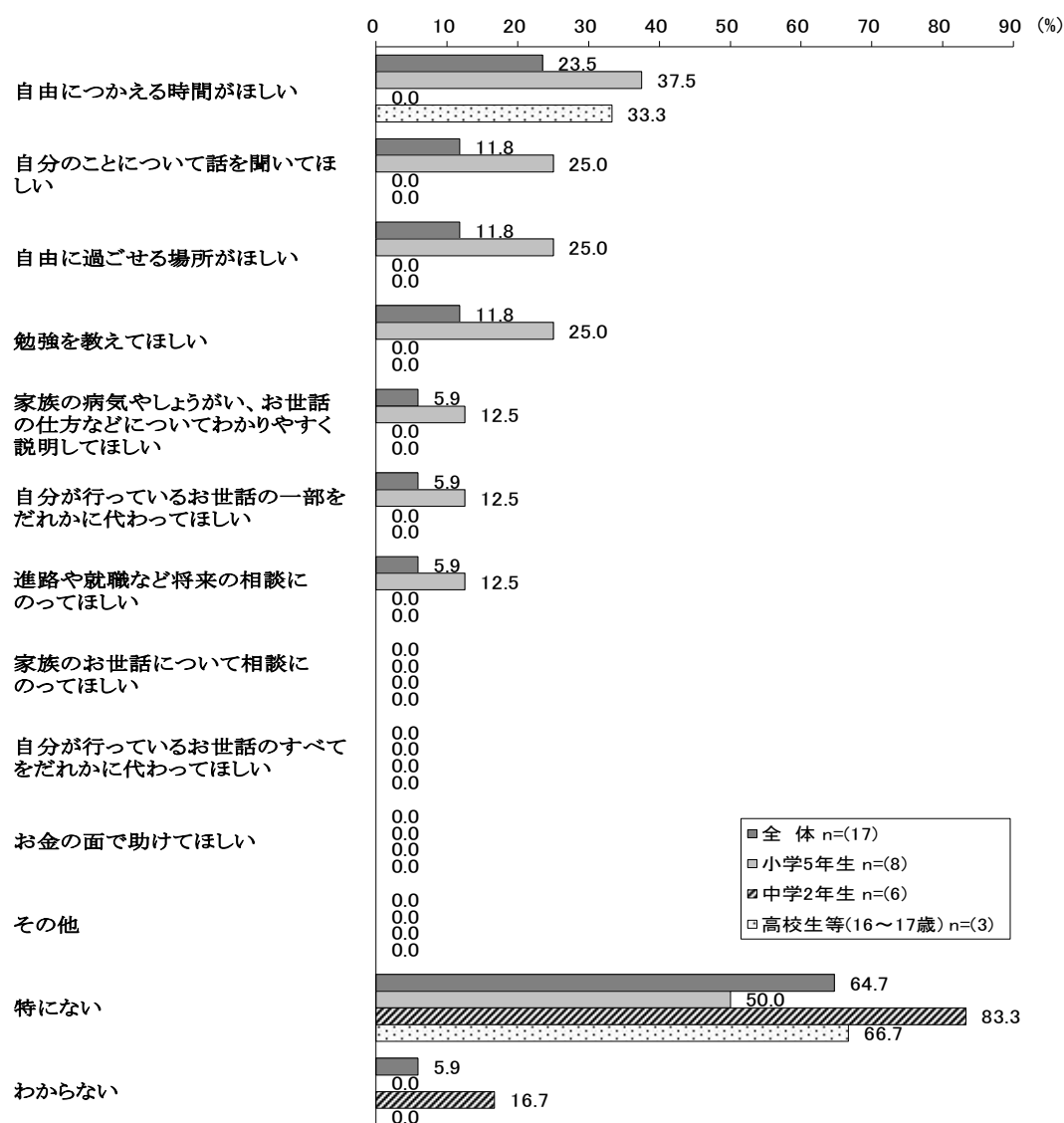
ただし、最も多い理由の「だれかに相談するほどの悩みでもない」についても注意が必要です。ヤングケアラーは、家族のお世話が日常化することで、その環境が「当たり前」となり、本来の子どもの年齢や成長に見合わない負担や責任を負い、抱えなくともよい罪悪感を抱いてしまう傾向があります。

また、子どもは、家族以外の大人に相談する経験が少ないことから、SOSを出すことが難しいため、周囲の大人が、子どもの様子に気づいて声をかけることが大切です。

図表⑨－12 家族のお世話をしていることに関して学校の先生やまわりの大人にしてほしいこと
子ども n=17

【問39～40は、問31で「1.自分だけがしている」「2.自分と、自分以外の人がしている」を選んだ人にお聞きします。】

問39 あなたはお世話をしていることに関して、学校の先生やまわりの大人にしてほしいことはありますか。（あてはまるものすべて）



全体では「自由につかえる時間がほしい」が23.5%と最も多く、以下「自分のことについて話を聞いてほしい」、「自由に過ごせる場所がほしい」、「勉強を教えてほしい」（ともに11.8%）となっています。

小学5年生、高校生等では「自由につかえる時間がほしい」が多くなっています。

なお、「特にない」は、小学5年生、中学2年生、高校生等のいずれの学年も50.0%以上となっています。

⑩ 子どもの将来の夢

児童・生徒自身の将来の夢は、全体で「ある」が79.0%、「ない」が21.0%であり、小学5年生では「ない」が13.5%、中学2年生では27.3%、高校生等では23.0%となっています。

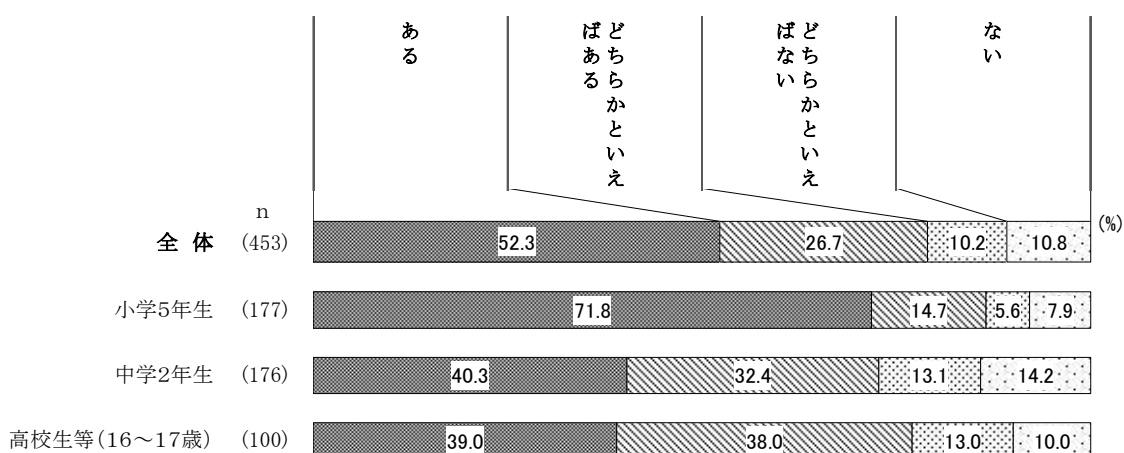
将来の夢がない理由について、「具体的な夢が思い浮かばないから」が74.7%と最も多く、学年が上がるほど多くなっています。

■将来の夢の有無【子どもの回答】 全体 n=453、ひとり親世帯 n=31、ふたり親世帯 n=296、世帯タイプ把握困難 n=126

	ある		ない	
	ある	どちらかといえばある	どちらかといえばない	ない
全体	52.3	26.7	10.2	10.8
ひとり親世帯	61.3	19.4	16.1	3.2
ふたり親世帯	51.7	27.7	9.8	10.8

世帯別では、ひとり親世帯はふたり親世帯と比べ、「ある」が9.6ポイント高く、「ない」が7.6ポイント低い状況です。

問23 あなたには、将来の夢がありますか。(1つだけ)



■将来の夢がない理由（「ない」「どちらかといえばない」を選んだ人のみ回答）

全体 n=95、ひとり親世帯 n=6、ふたり親世帯 n=61、世帯タイプ把握困難 n=28

	今のままで満足だから	具体的な夢が思い浮かばないから	夢をもってもかなえるのが難しいと思うから	わからない
全体	1.1	74.7	15.8	8.4
ひとり親世帯	—	100.0	—	—
ふたり親世帯	—	70.5	19.7	9.8

世帯別では、ひとり親世帯はふたり親世帯と比べ、「具体的な夢が思い浮かばないから」が100.0%と高い状況です。

⑪ 子どもの悩みや不安、相談相手

児童・生徒自身の悩みや不安の有無について、全体では「進学・進路に関すること」(39.3%)、「勉強に関すること」(37.5%)がともに多く、以下「友だちに関すること」(20.3%)、「自分の性格に関すること」(19.6%)、「自分の容姿に関すること」(18.1%)、「学校の部活動に関すること」(13.2%)となっています。

「進学・進路に関すること」、「勉強に関すること」、「自分の性格に関すること」、「自分の容姿に関すること」、「自分の健康に関すること」は学年が上がるほどに多くなっています。

なお、「特に悩みや不安はない」は32.5%となっており、小学5年生が47.5%、中学2年生が26.7%、高校生等が16.0%と、学年が上がるほどに悩みや不安のある人が多くなっています。

児童・生徒自身の悩みや不安の相談相手について、全体では「お母さん」(64.2%)と「友だち」(57.2%)がともに多く、以下「お父さん」(33.3%)、「きょうだい」(21.4%)、「学校の先生など(保健室の先生、カウンセラーなども含む)」(14.1%)、「おじいさん・おばあさん」(11.7%)となっています。なお、「相談せずに自分で解決する」は13.9%となっています。

小学5年生では「お母さん」(76.3%)、「お父さん」(40.7%)、「きょうだい」(25.4%)、「おじいさん・おばあさん」(17.5%)などの家族への相談が中学2年生、高校生等を大きく上回っています。

高校生等では「友だち」が65.0%と、小学5年生(52.5%)、中学2年生(57.4%)を上回っています。

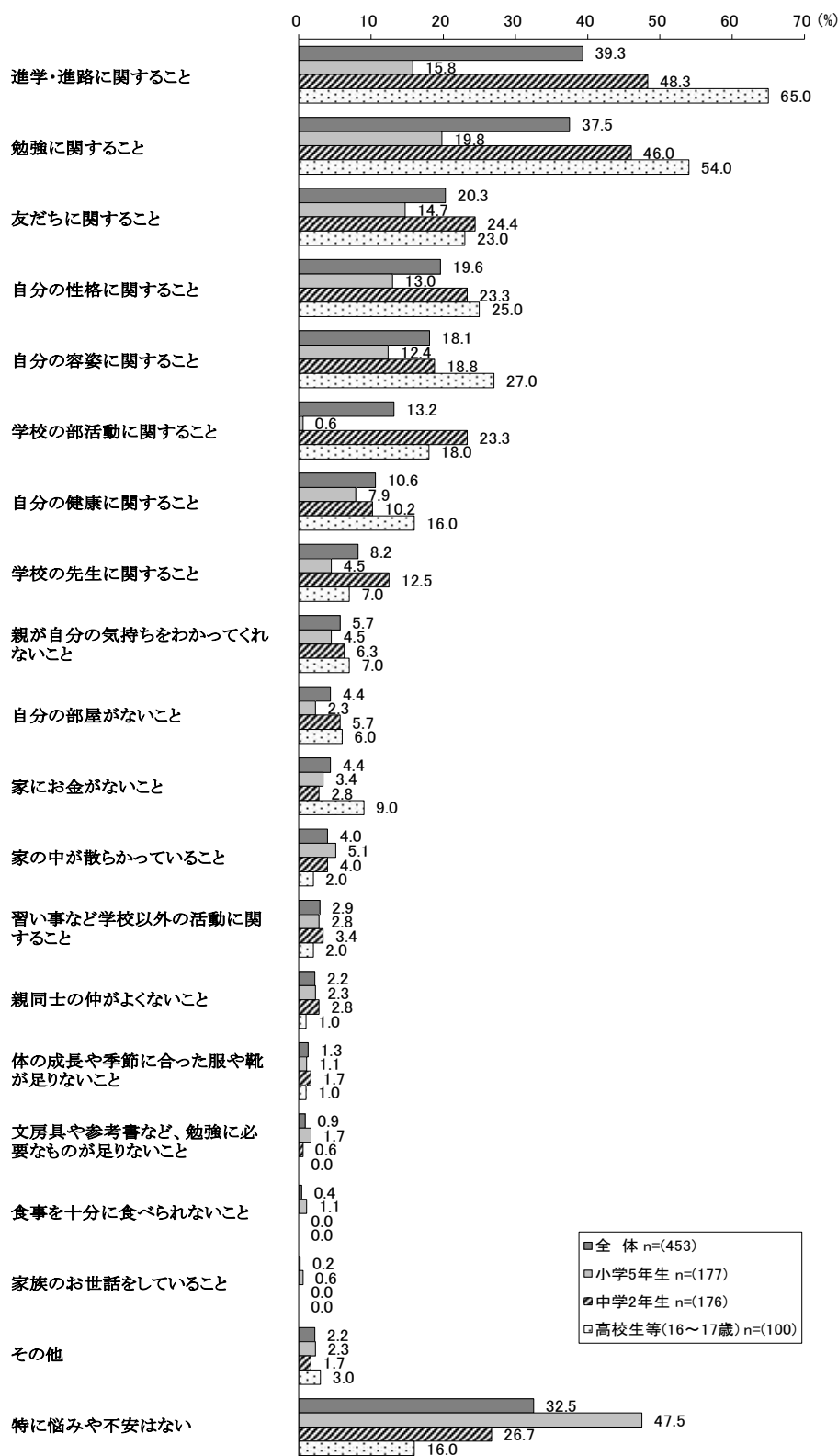
ひとり親世帯の児童・生徒の主な相談相手は「お母さん」、「友だち」(ともに64.5%)であり、ふたり親世帯の児童・生徒が主な相談相手とする「お母さん」(66.6%)、「友だち」(59.5%)と大きな違いは見られません。ひとり親世帯の児童・生徒では「お父さん」が9.7%と、ふたり親世帯(36.8%)を下回っています。

一方で、「相談できる相手がいない」は、ひとり親世帯の児童・生徒で3.2%、ふたり親世帯の児童・生徒で1.7%おり、児童・生徒にとって家族や友だち以外に頼れる相談先を充実させることが必要です。

■現在悩んだり不安を感じたりしていること【子どもの回答】 子ども n=453

問26 あなたは、現在、悩んだり不安を感じたりしていることはありますか。

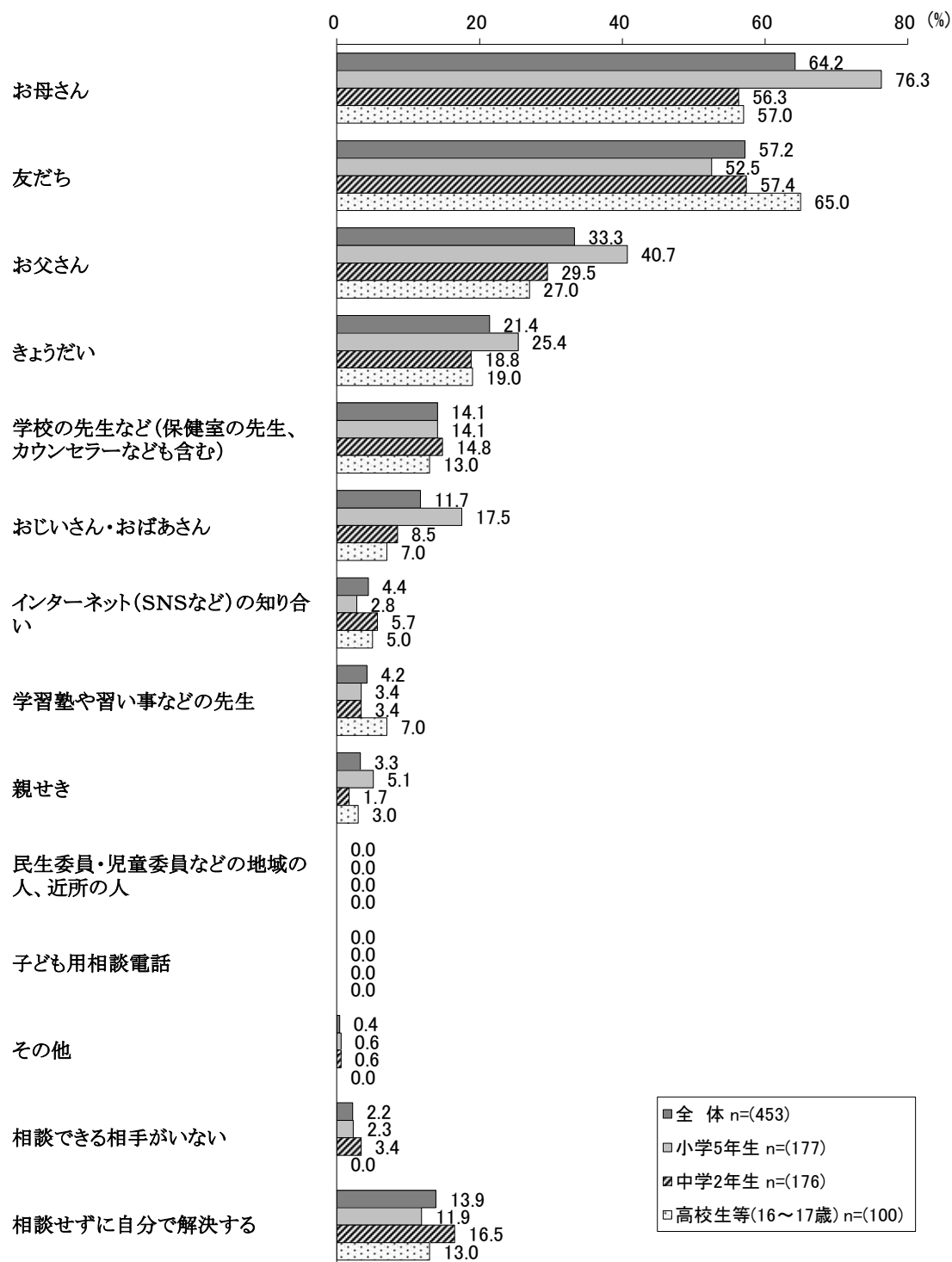
(あてはまるものすべて)



■悩みや不安の相談相手【子どもの回答】 子ども n=453

問27 あなたは、悩みや不安があるとき、だれに相談しますか。

(あてはまるものすべて)



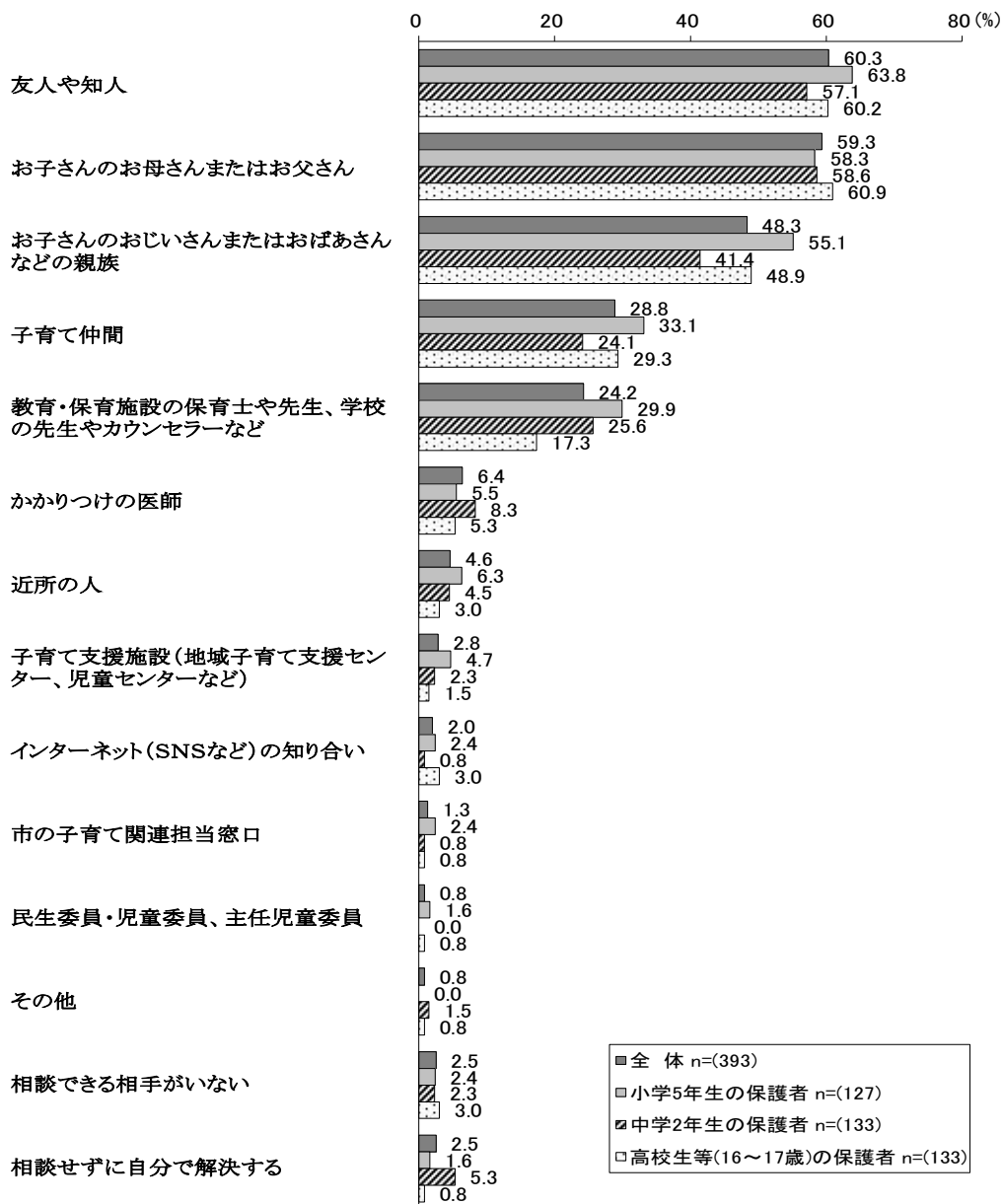
⑫ 保護者の相談先（お子さんの子育てや教育について気軽に相談できる人や場所）

全体では「友人や知人」が 60.3%と最も多く、以下「お子さんのお母さんまたはお父さん」(59.3%)、「お子さんのおじいさんまたはおばあさんなどの親族」(48.3%)、「子育て仲間」(28.8%)、「教育・保育施設の保育士や先生、学校の先生やカウンセラーなど」(24.2%)となっています。

学年別では、中学2年生の保護者では「お子さんのお母さんまたはお父さん」、「子育て仲間」が、小学5年生の保護者、高校生等の保護者を下回っています。

問39 お子さんの子育てや教育について、気軽に相談できる人や場所はありますか。

(あてはまるものすべて)



■子育てや教育について気軽に相談できる人や場所【保護者の回答】

全体 n=393、ひとり親世帯 n=43、ふたり親世帯 n=346、世帯タイプ把握困難 n=4、A 世帯 n=60、B 世帯 n=333

	友人や知人	お母さん・お父さん	おじいさん・おばあさんなどの親族	子育て仲間	保育士・学校の先生・カウンセラー等	かかりつけの医師	近所の人	子育て支援施設	インターネット（SNSなど）の知り合い	市の子育て関連担当窓口	民生委員・児童委員・主任児童委員	その他	相談できる相手がいない	相談せずに自分で解決する
ひとり親世帯	58.1	11.6	58.1	20.9	20.9	9.3	2.3	4.7	-	2.3	-	-	4.7	4.7
ふたり親世帯	60.4	65.6	47.7	30.1	24.6	6.1	4.9	2.6	2.3	1.2	0.9	0.9	2.3	2.3
A 世帯	58.3	36.7	43.3	23.3	15.0	3.3	-	1.7	5.0	1.7	-	-	5.0	8.3
B 世帯	60.7	63.4	49.2	29.7	25.8	6.9	5.4	3.0	1.5	1.2	0.9	0.9	2.1	1.5

世帯タイプ別にみると、ひとり親世帯では「友人や知人」、「おじいさん・おばあさんなどの親族」がともに 58.1%と最も多く、特に「おじいさん・おばあさんなどの親族」は、ふたり親世帯（47.7%）を 10.4 ポイント上回っています。ふたり親世帯では「お母さん・お父さん」が 65.6%と最も多くなっています。

世帯所得別にみると、A 世帯では「お母さん・お父さん」（36.7%）、「保育士・学校の先生・カウンセラー等」（15.0%）で B 世帯を 10.8 ポイント下回っています。

また、「相談できる相手がいない」、「相談せずに自分で解決する」とともに、ひとり親世帯、A 世帯が大きく上回っていることから、気軽に相談できる体制を整備し、相談体制について広報周知していくことが重要です。

⑬ 子どもの生活満足度

全体では、「8点（満足している傾向）」が21.4%と最も多く、7点以下が48.9%、8点以上が51.0%で、平均は7.12点となっています。

世帯タイプ別にみると、ひとり親世帯は7点以下が61.4%、8点以上が38.7%で平均点は6.39点、ふたり親世帯は7点以下が44.3%、8点以上が55.8%で平均点は7.37点と、平均点でひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも0.98ポイント低くなっています。

世帯所得別にみると、A世帯は7点以下が46.5%、8点以上が53.8%で平均点は7.13点、B世帯は7点以下が45.7%、8点以上が54.1%で平均点は7.28点と、平均点でA世帯の方がB世帯よりも0.15ポイント低くなっています。

ひとり親世帯・A世帯では、ふたり親世帯・B世帯に比べて、生活の満足度が低い傾向にあります。

■最近の生活の満足度【子どもの回答】 全体 n=453

ひとり親世帯 n=31、ふたり親世帯 n=296、世帯タイプ把握困難 n=126、A世帯 n=54、B世帯 n=277、世帯タイプ把握困難 n=122（枠内：％）

	い 0点 （まったく満足して ない）	1 点	2 点	3 点	4 点	5 点	6 点	7 点	8 点	9 点	1 0 点 （十分に満足している）
全体	0.9	0.4	2.9	3.5	5.7	12.1	8.4	15.0	21.4	10.6	19.0
	48.9								51.0		
ひとり親世帯	6.5	—	—	9.7	6.5	12.9	12.9	12.9	12.9	9.7	16.1
	61.4								38.7		
ふたり親世帯	0.7	0.7	1.7	3.0	4.4	11.8	7.8	14.2	23.0	10.5	22.3
	44.3								55.8		
A世帯	1.9	—	3.7	1.9	1.9	16.7	9.3	11.1	24.1	13.0	16.7
	46.5								53.8		
B世帯	1.1	0.7	1.4	4.0	5.4	10.8	7.9	14.4	22.0	9.7	22.4
	45.7								54.1		

⑭ 保護者の情報入手先

全体では「市報かみのやま」が 72.3%と最も多く、以下の「教育・保育施設や学校からのお便り」（34.1%）、「家族や友人からの情報」（29.0%）、「市公式LINE」（28.5%）を大きく上回っています。

世帯タイプ別・世帯所得別にみると、ひとり親世帯・A世帯の保護者は「教育・保育施設や学校からのお便り」、「家族や友人からの情報」、「子育て仲間からの情報」でふたり親世帯・B世帯の保護者を下回り、市報や SNS 等の広報媒体から情報入手している傾向があります。

ひとり親世帯・A世帯の保護者は、親しい人・身近な人からの情報が、ふたり親・B世帯に比べて少ないことで、情報が届きにくい状況であることから、繰り返しの情報提供等が必要となっています。

■情報の入手先【保護者の回答】

全体 n=393、ひとり親世帯 n=43、ふたり親世帯 n=346、世帯タイプ把握困難 n=4、A 世帯 n=60、B 世帯 n=333(枠内：%)

	市報かみのやま	教育・保育施設や学校からのお便り	家族や友人からの情報	市公式LINE	子育て仲間からの情報	インターネット（SNSなど）	市や県のホームページ	かみのやま子育て応援アプリ	民間の子育て応援サイト	その他	特になし	入手方法がわからない
全体	72.3	34.1	29.0	28.5	16.8	14.8	13.0	5.3	0.5	0.5	8.4	2.0
ひとり親世帯	76.7	<u>20.9</u>	<u>25.6</u>	32.6	<u>7.0</u>	20.9	16.3	9.3	—	—	4.7	—
ふたり親世帯	71.7	36.1	29.8	28.0	18.2	13.6	12.4	4.9	0.6	0.6	8.7	2.3
A世帯	73.3	<u>21.7</u>	<u>23.3</u>	31.7	<u>10.0</u>	16.7	10.0	6.7	1.7	1.7	10.0	1.7
B世帯	72.1	36.3	30.0	27.9	18.0	14.4	13.5	5.1	0.3	0.3	8.1	2.1

⑮ 充実すべき子育て・生活支援

全体では「保育料や授業料の負担軽減」(62.8%)、「進学のための奨学金などの充実」(62.1%)がともに多く、以下「子どもの医療費支援の充実」(51.1%)、「就学援助の充実」(37.2%)、「無料または低額の子どもの学習支援の充実」(36.4%)、「保護者の医療費支援の充実」(35.6%)となっており、経済的支援が上位となっています。

ひとり親世帯の保護者では「家賃の安い賃貸住宅の確保に関する支援の充実」(37.2%)で23.6ポイント、「保護者の医療費支援の充実」(48.8%)で14.7ポイント、「就学援助の充実」(41.9%)で5.2ポイント、ふたり親世帯の保護者を上回っています。

さらに、A世帯の保護者では「無料または低額で食事の提供を行う「子ども食堂」の充実」(25.0%)及び「無料または低額の子どもの学習支援の充実」(40.0%)でB世帯の保護者を上回っており、貧困傾向にある家庭では、子ども食堂や学習など、子どもの居場所に関する支援をより望む傾向があり、経済的支援に加え、家族以外の目配りを求めていることがわかります。

■充実すべき子育て・生活支援【保護者の回答】

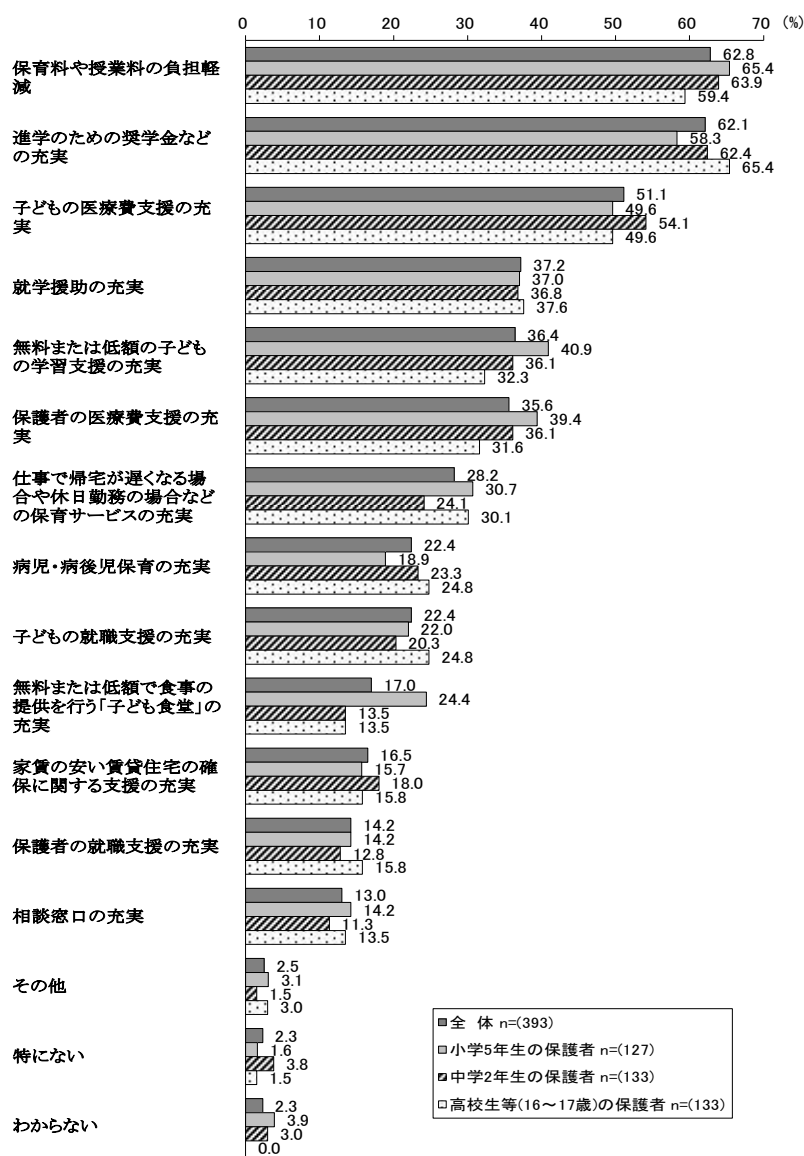
全体 n=393、ひとり親世帯 n=43、ふたり親世帯 n=346、世帯タイプ把握困難 n=4、A世帯 n=60、B世帯 n=333(枠内：%)

	保育料や授業料の負担軽減	進学のための奨学金などの充実	子どもの医療費支援の充実	就学援助の充実	無料または低額の子どもの学習支援の充実	保護者の医療費支援の充実	仕事で遅くなる場合や休日勤務の場合などの保育サービスの充実	病児・病後児保育の充実	子どもの就職支援の充実	無料または低額で食事の提供を行う「子ども食堂」の充実	家賃の安い賃貸住宅の確保に関する支援の充実	保護者の就職支援の充実	相談窓口の充実	その他	特になし	わからない
全体	62.8	62.1	51.1	37.2	36.4	35.6	28.2	22.4	22.4	17.0	16.5	14.2	13.0	2.5	2.3	2.3
ひとり親世帯	53.5	55.8	39.5	<u>41.9</u>	32.6	<u>48.8</u>	14.0	14.0	11.6	14.0	<u>37.2</u>	14.0	4.7	2.3	4.7	2.3
ふたり親世帯	64.2	63.0	52.9	36.7	36.7	34.1	30.3	23.4	24.0	17.3	13.6	14.2	13.9	2.6	2.0	2.3
A世帯	46.7	61.7	38.3	36.7	<u>40.0</u>	31.7	28.3	16.7	18.3	<u>25.0</u>	16.7	13.3	11.7	1.7	5.0	5.0
B世帯	65.8	62.2	53.5	37.2	35.7	36.3	28.2	23.4	23.1	15.6	16.5	14.4	13.2	2.7	1.8	1.8

■充実すべき子育て・生活支援

問41 あなたは、どのような子育て・生活支援の充実が必要だと思いますか。

(あてはまるものすべて)



小学5年生の保護者、中学2年生の保護者、高校生等の保護者のいずれも「保育料や授業料の負担軽減」、「進学のための奨学金などの充実」が50%台後半から60%台半ばと多く、「子どもの医療費支援の充実」が40%台後半から50%台半ばで続き、上位3項目となっています。第4位以降をみると、小学5年生の保護者では「無料または低額の子どもの学習支援の充実」(40.9%)、「保護者の医療費支援の充実」(39.4%)、「就学援助の充実」(37.0%)の順となっており、就学援助より学習支援や保護者の医療費支援への回答が多くなっています。

中学2年生の保護者と高校生等の保護者では「就学援助の充実」、「無料または低額の子どもの学習支援の充実」、「保護者の医療費支援の充実」の順となっています。

3 支援団体ヒアリングから見る現状

(1) 調査の目的

子どもの貧困実態及び支援者の実情、課題を把握するために、保育園、放課後児童クラブ等の児童福祉施設、社会福祉団体、教育関係者、こども食堂等を運営する8つの組織に、ヒアリング調査を実施しました。

(2) 調査の設計

調査方法	対面形式による聞き取り
調査期間	令和5年3月
調査内容	・支援が必要と思われる子どもや家庭の特徴・課題 ・制度や関係機関との連携による支援のあり方 ・上山市に希望する支援策 等

(3) 子どもの状況

テーマ	内容
学習面	・学習面でついていけない状況が見受けられる。 ・読み書きはできるが、理解力に心配を感じる子が増えている。 ・家庭生活の影響で、朝起きれずに学校に行けない、遅刻して登校する子が多い。 ・低学年でのつまずきが学習意欲の低下、不登校に繋がると思われる。 ・目標や夢がない、物事への諦めなど自己肯定感の低下がみられる。 ・複雑な家庭背景や発達の問題等で、落ち着きがない、話を聞けないなど悩みを抱える子や個別配慮が必要な子が増えていると感じる。
日常生活	・親の不規則な生活や不安定な就労環境が、子どもの健康・学習・生活などに影響を及ぼしている。 ・スマートフォン・パソコンのゲームのやり過ぎで、夜更かし、視力の低下や睡眠不足になる子、生活リズムが崩れている子が見受けられる。 ・コロナ禍の影響によるコミュニケーション力不足、家庭内での居場所・孤立化の問題。 ・インスタント食品やファーストフードの偏食による栄養バランスの偏りが心配される。 ・様々な事情で、親の代わりに料理や下の子の世話をする子がいる。(ヤングケアラー) ・親の就労状況が不安定なため、「仕事とは何か」を理解できないまま成長してしまう。 ・朝食を食べずに登校し、給食までに、集中力、体力が続かない子がいる。 ・季節に合った服装やサイズの合わない服、前日と同じ服装で登園、登校してくる。 ・身体、衣服、持ち物が汚れたまま、登園・登校してくる。 ・必要な用具が揃わず、園・学校等のものを貸し出しても不衛生な状態で返却される。また、返却されないことが増えたと感じる。 ・集団生活のなかで、みんなと一緒に食事をしながら、食べている姿を隠す子がいる。 ・思春期の児童生徒は身近な人にSOSを出すことは控え、SNS等で第三者に悩みを打ち明けた結果、トラブルになる場合がある。

(4) 保護者の状況

テーマ	内容
日常生活	・子どもが学習面でついていけない状況が見受けられるが、保護者がどこまで理解してくれているか心配される。 ・保護者が心身の不調や仕事での疲れが見られる方が増えたように思え、保護者自身に余裕がない場合、子どもへの声掛けや気遣いまで気が回らない状況がある。 ・子育てに対する意欲・意識が低めの方がいる。 ・疾患の診断はないが、心身の不調を訴える親が多い。 ・保護者のメンタル疾患等で、子の日常生活や生活用品が整わないことで、親に代わり、きょうだいが対応している家庭がある。(ヤングケアラー) ・地域や親族との関係が希薄・不仲等の理由で孤立している方がいると感じる。 ・仕事で保護者が長時間不在と思われる家庭で、親子関係の距離・関心が懸念される。 ・コロナ禍や人間関係の希薄化により、悩みについて、気軽に立ち寄り相談できる関係や場所がない。 ・様々な事情により、保護者自身が、季節や場に合った服装ができない方が見受けられる。 ・会話のなかで、理想と現実が混同し、諸手続き等を進められない方がいる。 ・保育園や放課後児童クラブで、延長利用の申込が多く、土曜日も閉館ぎりぎりに迎えに来ることがあり、親子ともに疲れている様子が見受けられる。 ・保護者の物事の優先順位が心配される家庭や、物事を楽観的に捉え子どもの生活に支障が出ている家庭がある。 ・夫婦、家族間でのコミュニケーション不足や、日常生活での協力体制が出来ていないと思われる家庭では、子どもの学習や生活面でも個別の支援が必要な場面が多いと感じる。 ・核家族化や共働きの影響もあり、親子で過ごす時間や、親の時間的・精神的余裕の無さ、子どもとの距離感等が心配される家庭がある。 ・子どもの成長と共に親子の時間は減ってくるが、成長に合わせた親子の関わり方を保護者向けに研修する機会があってもよいのかなと感じる。
経済面	・転職を繰り返す、非正規雇用など、親の就労状況が不安定。 ・他者に金銭管理ができないと思われたくないためか、詳細を隠す、相談しない人もいる。 ・生活が苦しく食費を削る、ダブルワークなどを行っているが、物事を楽観的に捉え、嗜好品や旅行などに惜しみなくお金を使うなど、家計管理が心配される家庭がある。 ・家計管理がうまくできず、収入より支出が多いものの、親に切迫した様子がない。 ・借金があり、様々な支払いを滞納している。 ・福祉支援サービスや、利用料金の軽減など、制度自体を知らない家庭がある。

(5) 気づき・連携・支援策

テーマ	内容
気づき・連携・支援策	・心配される家庭について、送迎時等に保護者に日中の子の様子を伝えるなど、親子関係やコミュニケーションが繋がりやすいよう意識して対応している。 ・貧困は子を支援するだけでなく、保護者の就労や生活環境を整えるための支援が必要。 ・利用料金の軽減制度等については、施設の入り口正面への掲示や配布物でもマーカーペンで該当箇所を目立たせるなど工夫をしている。 ・質の高い教育・保育サービスができるように、教育・保育環境の整備や市役所（要保護児童対策地域協議会）との充実した情報交換が必要 ・発達・発育に関する相談や家庭の事情に合った支援体制、サービスの継続 ・進学や卒業をしても、親子への支援が途切れない仕組み・体制が大切。特に義務教育が修了し、高校進学以降に、その後の生活や支援が見えなくなる傾向がある。 ・包括的支援体制がとれるように、多職種の相談員が集う研修会や顔合わせ会の実施 ・プライバシーの問題で家庭に踏み込めなかったり、関係機関同士では、個人情報の取扱が難しく、連携にハードルが高くなる場合があるので、市が事務局を担う要保護児童対策地域協議会（行政・保育園・学校・支援組織等）の連携・ネットワークをより強化していくことが大切だと思う。 ・支援を必要としている人にピンポイントで情報や支援が届く、支援が行き渡るようにして欲しい。 ・困り感を持っている人が声をあげやすい、相談しやすい環境づくり ・どのようなサービスや制度があるのか、制度の存在自体を知らない保護者もいるので、市から様々な方法・媒体で分かりやすく・繰り返し情報発信して欲しい。 ・親も子も、誰でも気軽に立ち寄り、地域や周りの大人（第三者）とのつながりを持てたり、相談できる場所・仕組みをつくってほしい。 ・ヤングケアラーは、今の生活が当たり前で、自分がケアラーと自覚することは難しく、子ども自身からの SOS を周りが察知することも難しいため、子どもの発達段階に応じて、ヤングケアラーの周知を図ったり、保護者にも周知したりする必要があると思う。 ・子どもから SOS を発信できるようになることも大切だが、SOS を受け止める大人側の認識が大切で、SOS の受け止め方研修で傾聴の仕方を学んだり、子どもから相談を受けたときに窓口や今後の見通しを持たせるなど安心して相談してよいことを知らせることができるようになることが大事である。

4 子どもの生活実態調査及び支援団体ヒアリングからみえた課題

(1) 支援体制と広報周知における課題

子育てや教育・保育に関する相談先は、友人・知人や夫婦間、祖父母等の親族が多くを占めているなか、ひとり親世帯・困窮世帯では夫婦間や、子どもの在籍する保育士・学校の先生等への相談が少ない状況にあります。また、「相談できる相手がいない」、「相談せずに自分で解決する」も、ふたり親世帯等に比べ多くなっています。

全体的に見ても、「市の子育て関連担当窓口」についても数値が低いことから、さまざまな困難を抱えた保護者のみならず、子どもも身近で相談しやすい窓口や相談員等の支援体制の充実が必要です。

加えて、家庭に問題があっても外部からは見えづらいのが実情で、子どもが困難を抱えていても支援が届かず事態が深刻化することを防ぐため、妊娠期からの切れ目のない伴走型での支援や、学校や関係団体等との連携による早期発見と支援を行き渡らせるための取組を継続していくことが重要です。

広報周知については、支援をより必要とするひとり親世帯や困窮世帯等のほうが公的支援制度の認知度が低いことや、保護者の情報入手先をみても「教育・保育施設や学校からのお便り」、「子育て仲間からの情報」等の身近な人からの情報がふたり親世帯等に比べ大きく下回っている状況です。

支援を必要としている人に、必要な情報が適切なタイミングで届けられるよう、わかりやすく繰り返し周知することや、情報を受け取る方の状況に応じた広報媒体で周知していくことが必要です。

(2) 教育・保育における課題

全体的にみると、保護者・子どもともに大学までの進学希望が一番多いものの、ひとり親世帯・困窮世帯の保護者をみると、ふたり親世帯・非困窮世帯に比べ大学進学を希望する割合が低い傾向にあります。

一方で、子どもの希望では、ひとり親世帯の子どもの大学進学希望の割合は、ふたり親世帯の子どもの希望を上回りますが、困窮世帯の子どもの大学進学希望では、非困窮世帯に比べ大きく下回ることから、子どもの進学を支えるための支援が必要です。

無料または低額で利用できる学習支援については、全体では、子どもよりも保護者の参加意向が高く、困窮世帯では特にその割合が顕著であることから、学校での学習を補うための支援の充実が必要です。

また、既に参加している人数はごく少数であること及び参加させたくない理由として、学習支援の内容（どんなことをするか）がわからないからという意見も一定数あることから、学習支援制度自体の広報周知の充実が必要です。

(3) 生活の安定における課題

家庭生活の影響で、食事・健康・衛生等の基本的な生活習慣に不安を感じる子どもや自己肯定感が低い子どもが増えているため、子どもが心身ともに健やかに成長するための生活支援が必要です。

子ども食堂への保護者の参加意向を見ても、ふたり親世帯・非困窮世帯では、子どもの体験の機会として支持していますが、ひとり親世帯・困窮世帯では、切実なセーフティネットや子どもの居場所として捉えており、意識に大きな差が見られます。

困難を抱える家庭では、親から子へ世代を超えて困難が連鎖し、現状の苦しい生活から抜け出せない状況が見られます。

核家族化や共働き家庭の増加、保護者の心身の不調など、様々な要因が複雑に絡み合い、保護者自身に余裕がなく、夫婦・親子間でのコミュニケーション不足や日常生活における協力体制ができていない家庭では、困難の連鎖が顕著にみられ、子どもの貧困問題にとどまらず、ヤングケアラーや児童虐待による社会的養護を必要とする事態に陥るケースもあるため、妊娠期からの切れ目のない伴走型での支援が重要です。

また、ヤングケアラーについては、子どもの自覚を含め、早期に発見して適切に支援していくため、社会的認知度の向上や、支援者の知識の習得が必要です。

（４）就労における課題

困窮世帯から脱却するためには、保護者の安定した就労・収入が必要不可欠です。

父母の就労状況は、全体で９割以上の方が就労していますが、困窮世帯では、「正職員等」の割合が減り、「非正規雇用」の割合が増加する傾向にあります。

また、経済状況を見ると、ひとり親世帯・困窮世帯では、ふたり親世帯・非困窮世帯に比べ、現在のくらしの状況について「苦しい」が大きく上回っています。

保護者の就労環境は、子どもの生活習慣にも大きく影響してくることから、困窮世帯の生活基盤の立て直しのためにも、安定した職に就くための就労支援が必要です。

（５）経済面等における課題

保護者が望む充実すべき子育て・生活支援は、全体として、「保育料や授業料の負担軽減」、「進学のための奨学金などの充実」、「子どもの医療費支援の充実」等、子どもに係る保育・教育や進学、医療費への経済的支援が上位となっています。

一方で、ひとり親世帯の保護者については、「家賃の安い賃貸住宅の確保に関する支援の充実」、「保護者の医療費支援の充実」、「就学援助の充実」など、保護者を含めた経済的支援の内容が、ふたり親世帯を上回っていることから、支援を必要とするひとり親世帯については、生活を支える経済的な支援の検討も必要です。

さらに、困窮世帯の保護者では「無料または低額で食事の提供を行う「子ども食堂」の充実」及び「無料または低額の子どもの学習支援の充実」のニーズも高く、貧困傾向にある家庭では、子ども食堂や学習など、子どもの居場所に関する支援をより望む傾向があり、経済的支援に加え、家族以外の目配りや居場所づくり、生活物資の提供が求められています。

第4章 本市のこどもの貧困対策に係る具体的取組

1 こどもの貧困施策を進めるうえで大切にする視点

本計画では、下記の視点に留意し、こどもの貧困対策を推進します。

(1) こども家庭センターを核とし、本市の実情を踏まえた支援を行う視点

子ども子育て課に設置した「こども家庭センター」を中心に、庁内・庁外の関係機関と連携を強化し、本市の実情を踏まえた支援を推進します。

(2) 貧困の連鎖を断ち切る視点

困難を抱える家庭に対する「現在」の生活支援を進めるとともに、貧困・困難の連鎖を断ち切る「未来」に向けた学習等の支援についても充実していきます。

(3) 地域との協働の視点

こども食堂や学習支援活動を行っている団体、社会福祉法人等の活動を支援し、ネットワークを形成しながら、協働の視点で新たな取組を模索し、展開していきます。

(4) 全庁的に取り組む視点

こどもが関係する全ての課が連携を強化し、全庁的に貧困対策に取り組むことで困難を抱える家庭に早い段階で気づき切れ目のない支援が行えるようにしていきます。

2 施策の方向性

国の「こども大綱」の4つの重点施策に基づき、(2)教育・保育～(5)経済的支援等に取り組むとともに、アンケート調査及び支援団体ヒアリングに基づく現状と課題から、こどもの貧困対策においては、(1)支援体制と広報周知の強化が重要であることから、次の5つの分野で施策を展開していきます。実施主体が市でない場合は、国、県、関係団体と連携して施策を進めていきます。

(1) 支援体制と広報周知の強化

本市独自の重点施策

(2) 教育・保育の支援

(3) 生活の安定に向けた支援

(4) 就労の支援

(5) 経済的支援等

国「こども大綱」4つの
重点施策

3 施策の具体的な取組

(1) 支援体制と広報周知の強化

① 支援体制の強化

複雑・多様化する家庭内の困りごとへの相談等について、市の体制を強化するとともに関係機関との連携を強化し支援を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等
こども家庭センターの運営	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の意義と機能は維持したうえで、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を一体的に行う機能を有する機関である「こども家庭センター」において、子育て支援を推進します。	子ども子育て課
母子保健機能(子育て世代包括支援センター)	妊娠・出産・子育てについての疑問・不安・悩みについて妊産婦の気持ちに寄り添ってサポートし、健やかな子育てを応援します。	
児童福祉機能(子ども家庭総合支援拠点)	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、関係機関と連携し、課題把握、相談対応、調査訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点として活動します。	
要保護児童対策地域協議会による連携支援	こどもを守る地域ネットワークとして、児童福祉の関係機関等と組織し、定例の連絡会議と個別ケース会議を実施するほか、協議会の機能強化として職員・関係機関の専門性強化を図ります。	
山形県福祉相談センターとの連携強化	多様化・複雑化している相談ニーズに対応するため、「中央児童相談所」、「女性相談支援センター」、「身体障がい者更生相談所」、「知的障がい者更生相談所」の機能を統合した福祉に関する総合的な相談支援を行います。	山形県福祉相談センター
山形県中央児童相談所	こどもに関する様々な相談(家庭の事情による養育困難、虐待等)に応じ、こどもが心身ともに健やかに成長できるように援助を行います。	
山形県女性相談支援センターによる相談	配偶者・恋人などからの暴力の相談や、女性の抱える様々な悩み(離婚、家庭内不和等)に対して相談支援を行います。また、配偶者暴力相談支援センターとしてDV(ドメスティックバイオレンス)に係る相談支援も行います。	
山形県ひとり親家庭応援センターとの連携強化	ひとり親家庭の子育てや生活、就労、経済面などの様々な相談にワンストップで対応します。法律相談が必要な方には顧問弁護士の紹介や相談の際への同行も行います。電話、メール等での相談にも対応します。	山形県ひとり親家庭応援センター
ハローワークやまがたとの連携強化	新卒者や若者などへの就職・転職の悩みなどの相談、適職診断、職業紹介などを行います。	ハローワークやまがた

② 相談支援の充実

相談内容が複雑・多様化し、支援を要する範囲也多岐にわたることから、各種専門職による相談支援を行うとともに、相談員間の連携及び関係機関と協力し相談に基づく支援を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等
母子保健コーディネーターによる相談支援	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、母子保健コーディネーターが妊娠初期から産後にかけての様々な相談に継続的に対応し支援します。	子ども子育て課
子育て支援相談員による相談支援	相談支援体制の強化を図るため、子育て支援相談員が、困難事例等への対応にあたり、支援対象世帯に寄り添ってサポートします。	
家庭児童相談員による相談支援	子育てや家庭の相談に応じ、必要な助言や支援を行うほか、虐待通告を受けた家庭に対し、関係機関と連携して適切な支援を行います。	
ヤングケアラーコーディネーターによる相談支援	ヤングケアラー対象世帯の支援について、関係機関と連携し取り組むとともに、ヤングケアラーの認知度アップに向けた広報啓発活動を行います。	
母子・父子自立支援員による相談支援	ひとり親家庭の抱えている養育費、就労等の問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供など、家庭生活の安定を図れるよう、自立に向けた支援を行います。	
女性相談支援員による相談支援	家庭内不和による離婚や、配偶者等からのDV(ドメスティックバイオレンス)など、女性が抱える困難な問題についての相談支援を行います。	
精神保健事業による相談支援等	こころの健康相談、弁護士無料相談など精神科医や弁護士、保健師等、専門職による相談支援を行います。 また、「SOS の出し方・受け止め方研修会」等を行います。	健康推進課 学校教育課
生活困窮者自立相談支援事業による相談支援	生活困窮者自立相談支援事業の支援員と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員の連携により各種支援につなげる体制の充実を図ることで、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向け施策の連携を推進します。	福祉課 上山市社会福祉協議会 子ども子育て課

③ 支援制度等の広報周知の強化

支援の必要性が高いひとり親や困窮世帯の方が支援制度の認知度が低く、支援が届きにくい状況にあることから、必要な情報が適切なタイミングで届けられるよう、わかりやすく繰り返し周知することや受け取り手に応じた広報媒体で周知するよう努めます。また、こどもの貧困問題について広く周知し、市民の理解を促します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
広報周知の強化	広報誌、SNS 等を利用してこどもの貧困問題、支援制度を広報周知します。また、支援制度対象者に内容が伝わるよう情報提供の機会や広報媒体等について検討を進めます。	子ども子育て課

(2) 教育・保育の支援

① 幼児教育・保育の全額公費負担の推進及び質の向上

ア 幼児教育・保育の全額公費負担等の推進

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、こどもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、保育所・認定こども園等の充実、貧困の世代間の連鎖を断ち切ることに資するため、全てのこどもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、幼児教育・保育の全額公費負担等を着実に実施します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
幼児教育・保育の全額公費負担（国・県）	子育て世代、多子世帯の経済的負担軽減を図るため、国の幼児教育・保育の全額公費負担に基づき、3歳以上の児童及び3歳未満の市民税非課税世帯の児童の保育料を全額公費負担します。また、県と連携し、国の全額公費負担の対象とならない一定所得未満（市民税 97,000 円未満）の世帯の児童の保育料を全額公費負担します。	子ども子育て課
第2子以降保育料全額公費負担（市独自）	18歳未満の兄弟等がいる第2子以降の0～2歳児が保育所等を利用した際の保育料を全額公費負担します。	
認可外保育施設保育料負担軽減	県と連携し、認可外保育施設に入所している所得要件等を満たす世帯と多子世帯に対し保育料を軽減します。	
放課後児童クラブ利用料軽減	県と連携し、要保護世帯・準要保護世帯と所得要件を満たす多子世帯に対し利用料を軽減します。	
ファミリー・サポート・センター利用料助成	ファミリー・サポート・センター利用料の一部を助成します。	

イ 幼児教育・保育の質の向上

幼児教育・保育の場において、こどもの支援活動に資するよう関係する教員、保育士等の職員がこどもの貧困等について学ぶ機会を設けます。

事業・制度	内容	担当課・団体等
教員、保育士等職員への研修会の実施	生徒・児童の所属施設の職員を対象に、こどもの貧困等に対する気づきと対応についての研修会を開催します。	子ども子育て課
指導監査の実施	教育・保育施設等の質の確保を図るため、適正に指導監査を行います。	

② 地域に開かれたこどもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

ア スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが機能する体制の構築等児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ります。貧困家庭のこどもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと関係機関との連携を上山市要保護児童対策地域協議会が中心となり調整を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる児童生徒・保護者支援事業	いじめや不登校等児童生徒の問題を課題とする小中学校へ、教師と学校組織が適切な支援を行えるようサポート人材を派遣し、児童生徒の状況、各学校や地域の実情を踏まえ、学校の持つ教育の力が十分に発揮されるよう支援を行います。	学校教育課
教育相談所の設置	児童生徒や保護者の悩みやストレスの緩和のための教育相談活動のほか、特別な支援を必要とする児童生徒への支援等を主な業務として行う教育相談所を設置することで、児童生徒のいじめ・不登校など、生徒指導上の問題行動等の未然防止や改善を図ります。	

イ 学校教育による学力保障

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、こどもの学力が身につくよう学校でのこどもへの指導体制と教育環境を充実し、きめ細やかな指導を推進します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置事業	保護者や地域住民からなる学校運営協議会を設置し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させることができるコミュニティ・スクールの設置と共に、地域学校協働本部と連携し、学習支援等の充実を図ります。	学校教育課
家庭学習のための通信機器整備支援事業	Wi-Fi環境を整えられない家庭に対して、モバイルルーターの貸し出しを行い、インターネット通信による学習環境を提供します。	教育企画課
GIGAスクール構想の推進	GIGAスクール構想によって整備された端末の利活用の日常化を促進するとともに、学習要領にそったICT環境の充実を図ります。	

③ 高等学校等における修学継続のための支援

ア 高校中退予防のための取組

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要であるため中退を考えている生徒・家庭や中退後のこども・家庭が抱える課題や悩みについて、こども家庭センターで相談を受け付け、関係機関と連携し支援します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
こども家庭センター相談支援事業	家庭児童相談員等が、高校中退を考えている生徒・家庭の課題や悩みを聞き取り関係機関と連携し支援します。	子ども子育て課

④ 大学等進学に対する教育機会の提供

ア 高等教育の修学支援

意欲と能力のある学生等が、経済的な理由によって大学等への進学を断念することなく修学の機会を得られるよう、経済状況に応じて奨学金や授業料の軽減などの支援を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等
山形県若者定着奨学金返還支援事業（県・市）	若者の県内回帰・定着を促進するため、大学卒業後に山形県内で就職する等の要件を満たす方の奨学金の返還を支援し、負担軽減を図ります。	商工課
「高等学校奨学金」ほか各種奨学金	学習意欲が高く、かつ、経済的な理由により大学への修学が困難な学生等に対し「上山市奨学金貸付制度」について周知し募集を行います。	各高等学校 教育企画課

⑤ 特に配慮を要するこどもへの支援

ア 特別支援教育に関する支援の充実

障がいのある児童生徒等への特別支援教育の充実を図ります。

事業・制度	内容	担当課・団体等
適切な就学先を判断するための教育支援相談	発達検査、参観、保護者との面談、障がいの状況等を把握し、教育支援委員会の意見を基に、保護者と合意形成を図りながら適切な就学先及び在籍する学級を決定する等の支援を行います。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費	特別支援教育を必要とする児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図ります。	

イ 外国人児童生徒等への支援

外国人児童生徒等への教育の機会が適切に確保され、進学や就職が円滑に実現できるよう学校における日本語指導を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等
外国人等子ども日本語習熟支援事業	市立小中学校に在籍する児童生徒のうち、学校生活における日本語理解が不十分な生徒に対し、日本語支援員の指導のもと日本語の習熟支援を行います。	学校教育課

⑥ 教育費負担の軽減

ア 義務教育段階の就学支援の充実

就学援助等の支援が必要な世帯に制度が活用されるよう、きめ細やかな広報周知等の取組を実施します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
就学援助制度	経済的理由によって就学が困難であると認められる児童・生徒及び小学校就学予定者の就学に係る学用品費等について支援します。	学校教育課
上山市立小・中学校遠距離通学費補助金事業	遠距離通学児童・生徒の保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費	特別支援教育を必要とする児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図ります。	

イ 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金を支給するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として、私立高等学校に就学する生徒に係る学用品費等について支援します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
高等学校等就学支援金	世帯の所得に応じて、授業料に充てる支援金を給付し、こどもの高等学校等への修学を支援します。	各高等学校
私立高等学校就学奨励補助	私立高等学校に在学する生徒の就学に係る保護者の負担軽減を図ります。	各高等学校 学校教育課

ウ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減

生活福祉資金貸付制度により、低所得者世帯のこどもが高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付を行います。

また、生活保護世帯のこどもが、進学する際に資金面で支援するとともに、生活保護制度において、大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を実施します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
生活福祉資金貸付制度	所得の少ない世帯、障がい者世帯に対して、無利子または低利で就学支援などのための資金の貸付を行います。	上山市社会福祉協議会
入学準備金制度	生活保護受給者で、こどもが小学校・中学校・高等学校に入学するときに入学準備のための費用を必要とする場合に支給します。	福祉課
進学準備金給付制度	生活保護世帯のこどもで大学等に進学した者に対して、進学給付金を支給します。	
大学在学中の住宅扶助を減額しない措置	生活保護世帯のこどもの大学等への進学率が全世帯のこどもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯のこどもの自立を支援します。	

エ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

ひとり親家庭のこどもが、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を実施します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
母子父子寡婦福祉資金（県）	母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金の活用により当面必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。	子ども子育て課

⑦ 地域における学習支援等

ア 地域学校協働活動における学習支援等

地域学校協働活動を推進する中において、地域学校協働活動推進員を配置し、地域における学習支援等の充実を図ります。

その際、学習等に困難を有するこどもに、学習支援や生活支援を実施している団体との連携を強化するなど、こどもの実情に配慮した支援の充実を図ります。

さらに、学校・家庭・地域の連携協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の一体的な運営により、地域での学習支援等の一層の促進・充実を図ります。

また、こうした学校教育以外の学習支援には、学力の向上のみならず、地域への愛着や将来への意欲を高める機能も期待されるところであり、信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民と連携します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
学校・家庭・地域の連携協働推進事業	幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、こどもたちの成長を支え地域を創生する活動を行う「地域学校協働本部」を設置し、地域でのこどもの実情に配慮した学習支援等を行います。	生涯学習課

イ 生活困窮世帯等への学習支援

育児と仕事の両立が難しい生活困窮世帯・ひとり親家庭等について、こどもに対する教育や生活習慣の指導等が十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。また、生活習慣の習得・食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
生活困窮世帯等のこどもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯等のこどもに対し、無料の学習支援（集合型学習指導）を実施し、学習や生活の相談に応じるとともに生活向上に関し必要な情報提供やこどもの居場所づくり等を行います。	まな ViVa かえる家 福祉課 子ども子育て課
英語によるコミュニケーション能力育成事業	こどもに対する無料の学習支援（英会話等）を実施し、学ぶ意欲を保障する場を提供します。	学校教育課

⑧ その他の教育支援

ア 学校給食を通じたこどもの食事・栄養状態の確保

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を行うことで、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

事業・制度	内容	担当課・団体等
生活保護（教育扶助）	経済的理由によって就学が困難であると認められる児童・生徒及び小学校就学予定者の就学に係る給食費等について支援します。	福祉課
就学援助制度	経済的理由によって就学が困難であると認められる児童・生徒に係る給食費等について支援します。	学校教育課

(3) 生活の安定に向けた支援

① 親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期における支援

ア 妊娠・出産期からの相談、切れ目のない支援

こども家庭センターや総合子どもセンターめんごりあ等の児童福祉施設で、保護者からの子育ての不安や悩みについての相談・助言を行うことで、孤立した子育てとならないよう支援します。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊婦・乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等
こども家庭センター相談支援		子ども子育て課
母子保健機能(子育て世代包括支援センター)における相談支援	全ての妊婦の状況を把握するとともに、支援を必要とする子育て世帯に対し、妊産婦の状況に応じた包括的な相談支援を行います。	
児童福祉機能(子ども家庭総合支援拠点)における相談支援	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、関係機関と連携し、課題の把握、相談対応、調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点として活動します。	
総合子どもセンターめんごりあ等での子育て支援事業	めんごりあや児童福祉施設で、保護者の子育てについての相談、情報提供、助言等の支援を行います。	
妊婦健康診査・教室	母と胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査受診券を交付し受診勧奨を行うとともに、妊婦健康診査の結果、異常が見つかった場合は、医療機関と連携し適切な行動がとれるよう指導を行います。また、妊娠・出産・子育てについての基本的知識や情報の提供を行い、子育ての不安を解消するため妊娠期から相談事業や母親教室、ファミリー教室を実施します。	
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師等が訪問し、お母さんと赤ちゃんの健康状態の確認や、育児相談、情報提供等を行います。	
乳幼児健康診査・教室	先天性の異常や障がいの早期発見を図るため、4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児等を対象とした健康診査や子育てに関した教室等を開催し、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、乳幼児の健康の増進を図ります。	
産後ケア事業	産後ケアを必要とする母子に対し、一定期間の宿泊や通所又は訪問により心身のケア、育児指導等の支援を実施します。	

養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、要支援児童などの居宅において、養育に関する相談、指導、助言、その他の援助を実施します。	子ども子育て課
低所得妊婦に対する初回産科受診料助成事業	低所得の妊婦に対し初回の産科受診料の費用を助成することで経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し必要な支援につなげます。	
妊娠出産及び子育て通院支援タクシー利用料金助成事業	支援が必要な妊婦等に対し、出産及び健康診査等のために通院する際のタクシー利用料金の助成を行うことで、妊娠期から子育て期の身体的及び経済的な負担を軽減するとともに、安心してこどもを産み育てることができる環境を整備します。	
出産・子育て応援事業	安心して出産し、子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型の相談支援と、出産・子育てを応援する経済的支援を行います。	子ども子育て課 福祉課

イ 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援

妊娠期から支援を行えるよう、妊娠届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、こども家庭センターが中心となり、関係機関と連携し、適切な支援を行います。

さらに、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し相談を受けるとともに必要に応じ、助産施設や母子生活支援施設等への入所措置を行うなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等
助産施設への措置	経済的理由で出産費用を負担できない妊婦を対象に、出産に向けた準備、相談、出産費用等の支援を行うために助産施設への措置を実施し、安全安心な出産を確保します。	子ども子育て課
母子生活支援施設への措置入所	児童の福祉に困難を抱える母子世帯等について、母子生活支援施設へ保護するとともに、自立促進に向けた生活支援を行います。	

② 保護者の生活支援

ア 保護者の自立支援

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につながります。

また、生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要な方に対し、就労準備の支援を実施します。

ひとり親家庭については、家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等サービスの提供による生活支援を推進します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
生活保護ケースワーカーによる家庭訪問・面談	生活保護ケースワーカーが生活保護受給世帯の生活状況等を把握し、自立を助長するための指導を行います。	福祉課
生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークと事業の協定を結び、仕事を探している生活保護受給者とハローワークをつなぎ、就労の相談や紹介、給付金制度による支援を行います。	
被保護者就労支援事業	生活保護受給者に対して、就労の相談を受けてハローワークに同行するなど就労支援を行います。	
自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化として、生活困窮者の相談に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげます。	福祉課 上山市社会福祉協議会
ひとり親家庭子育て生活支援事業	ひとり親家庭に対し、技能習得のための通学、就職活動等、必要性が認められる場合、家庭生活支援員を派遣し、一時的な家事や保育のサービスを行います。市が相談、申請窓口となります。	山形県母子寡婦福祉連合会 子ども子育て課
山形県ひとり親家庭応援センターの周知	電話や対面による就業相談や就業支援セミナー、ハローワーク等関係機関と連携した就業情報提供などにより、ひとり親の就業支援を行っていることを周知します。	

イ 保育及びこどもの居場所等の確保

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て世帯のニーズに対応するため、保育園、放課後児童クラブ等における保育の定員を確保するとともに、所得要件等に応じて保育料の軽減を図ります。

また、他機関等で実施する保育士等キャリアアップ研修等において、「こどもの貧困」に関する内容を学び、担当職員の専門性の向上を図ります。

事業・制度	内容	担当課・団体等
保育園、認定こども園、放課後児童クラブによる保育支援	就労等により、昼間や放課後に保護者が家庭にいない児童について、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の基本的な生活習慣の確立や健全な育成を図るため、保育の場を確保します。	子ども子育て課
こどもの居場所への支援	活動団体及び利用希望者の支援のため、こども食堂を含めたこどもの居場所の活動について広報周知を行います。	
認可外保育施設保育料負担軽減	県と連携し、認可外保育施設に入所している所得要件等を満たす世帯と多子世帯に対し保育料を軽減します。	
放課後児童クラブ利用料軽減	県と連携し、要保護世帯・準要保護世帯と所得要件を満たす多子世帯に対し利用料を軽減します。	
教員、保育士等職員への研修会の実施	生徒・児童の所属施設の職員を対象に、こどもの貧困等に対する気づきと対応についての研修会を開催します。	

ウ 保護者の育児負担の軽減

保護者の疾病や育児疲れ等により一時的にこどもを養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で一時的にこどもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等の活用を支援するとともに、必要な保護を実施します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
こどもショートステイ事業	乳児院や母子生活支援施設を受入れ施設として確保し、ショートステイ事業(日中の預かり)とトワイライト事業(夜間預かり)により児童を預かります。	子ども子育て課

③ こどもの生活支援

ア 生活困窮世帯等のこどもへの生活支援

育児と仕事の両立が難しい生活困窮世帯・ひとり親家庭等について、こどもに対する教育や生活習慣の指導等が十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。また、生活習慣の習得・食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
生活保護ケースワーカーによる家庭訪問・面談	生活保護ケースワーカーが生活保護受給世帯の生活状況等を把握し、自立を助長するための指導を行います。	福祉課
生活困窮世帯等のこどもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯等のこどもに対し、無料の学習支援（集合型学習指導）を実施し、学習や生活の相談に応じるとともに生活向上に関し必要な情報提供やこどもの居場所づくり等を行います。	まな ViVa かえる家 福祉課 子ども子育て課
英語によるコミュニケーション能力育成	こどもに対する無料の学習支援（英会話等）を実施し、学ぶ意欲を保障する場を提供します。	学校教育課

イ 社会的養育が必要なこどもへの生活支援

生活基盤が不十分なため、親が自分でこどもを育てられない場合においても、児童福祉法における「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、家庭と同様の環境である里親等で養育されるよう支援を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等
里親制度	保護者の病気や生活困窮などにより、保護者と一緒に暮らすことのできないこどもを一定期間、家庭に迎え入れて養育する里親制度を周知し、里親登録者の拡大に努めるとともに、関係機関で構成する里親養育支援委員会で里親とこどもの生活を支援していきます。	子ども子育て課

ウ 食育の推進に関する支援

乳幼児期は、健やかな発育・発達及び健康の維持増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に大きな役割を果たす時期であるため、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障がい、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図ります。

学童期から青年期にかけては、食に関する知識や技術を身につけながら、自分に必要な食事を選ぶ力を養い、健康を維持し生活習慣病を予防する正しい食習慣と生活リズムの確立が必要となるため、食に関する知識や技術を学べる食育の推進を図ります。

保育所等の児童福祉施設では、こどもの発育・発達及び健康状態等を把握し必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、健やかな発育・発達を支援します。

学校においても、学校給食栄養摂取基準に基づいた献立により、成長期に必要な栄養量の確保ができるよう努め、食育の観点から様々な経験

を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力の習得、健全な食生活の実現に向けての食育指導に取り組んでいきます。

また、規則正しい生活リズムと食習慣を身につけるための早寝早起き朝ごはん事業の啓発や、ひとり食べの「孤食」ではなく、人と一緒に食事をする「共食」の機会の大切さを普及していきます。

事業・制度	内容	担当課・団体等
もぐもぐごっくん 離乳食教室	乳児の健やかな発育・発達を助けることを目的に、離乳食への正しい理解を深め、家庭で安心して離乳食を進めることができるように離乳食教室を実施し、乳幼児期から望ましい生活リズムの定着や食生活の形成を支援します。	健康推進課
食育に関する教室	食に関する知識や調理技術を身につけながら、自分に必要な食事を選ぶ力を育てます。	健康推進課 上山市食生活改善推進協議会
乳幼児健診時栄養相談	乳幼児健康診査等の機会を通じて、管理栄養士による栄養相談・指導を受けられる機会を設け、親子で規則正しい食生活と生活リズムを確立し、欠食を防止する大切さを学びます。	健康推進課 子ども子育て課
保育所等における食育	収穫体験や実習等による学習機会の充実、行事食や伝統食の提供や給食での地場産農産物の活用等で食べ物や食事の大切さを学びます。	子ども子育て課
地産地消推進活動による食育	地場産農産物を学校給食に取り入れるとともに、地域の生産者による講話や、児童・生徒との給食交流会を通して、食の楽しみや食を取りまく環境、文化を学びます。	農林夢づくり課
学校における栄養教諭による食育指導	生涯健康で生活する基礎として学童期から「食」に関する知識や「食」を選択する力を身につけるための健康教育を実施します。	教育企画課

こども食堂	上山市内のこどもたちを対象に、学校の長期休暇期間中等に、こども食堂を開催し「孤食」をなくす活動等を行います。	かみのやまこども食堂「かえる家」 社会福祉法人 友愛会
-------	--	-----------------------------------

エ ヤングケアラーへの支援

広報啓発活動や研修等を通じ、ヤングケアラーの社会的認知度を高めることでこどもの自覚を含め早期発見につなげ、具体的な支援に向けて関係機関と連携して対応していきます。

事業・制度	内容	担当課・団体等
ヤングケアラーコーディネートによる相談支援	ヤングケアラー対象世帯の支援について、関係機関と連携し取り組むとともに、ヤングケアラーの認知度アップに向けた広報啓発活動を行います。	子ども子育て課 一般社団法人 山形県地域包括 支援センター等 協議会
ヤングケアラーの支援に関する研修	支援マニュアル等を活用し、ヤングケアラーを早期に発見し、支援していくための方法等について関係機関向けの研修会等を開催し、理解を深めます。	

④ こどもの就労支援

ア こどもの社会的自立の確立のための支援

職業観・勤労観は、全てのこどもたちが、他者と協働し生きていくために身につけるべき力であるため、キャリア教育を推進します。

また、奨学金の返還支援等による自立のための支援や、ハローワークと連携した正規雇用に向けた就職支援を行うなど、若者の職業的自立や就労に向けた支援等を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等
キャリア教育の推進	中学生職場体験学習であるキャリアスタートウィークを実施し、生きる力を身につけ、社会変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できる自立した社会人・職業人の育成を目指します。また、望ましい職業観・勤労観を養います。	学校教育課
山形県若者定着奨学金返還支援事業 (県・市)	若者の県内回帰・定着を促進するため、大学卒業後に山形県内で就職する等の要件を満たす方の奨学金の返還を支援し、負担軽減を図ります。	商工課
母子父子寡婦福祉資金(県)	母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金の活用により当面必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。	子ども子育て課

⑤ 住宅に関する支援

ア 住宅に関する支援

母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯に対して、安定した生活基盤が確保できるよう住宅入居に関する優遇や支援を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等
市営住宅入居者選考時の優遇	20 歳未満の子を扶養している寡婦世帯、障がい者がいる世帯等について、優先的に入居できるよう優遇を行います。	建設課
家賃相当分の住居確保給付金（生活困窮者自立支援事業）	離職等により住居を失った又はそのおそれが高い場合に、有期で家賃相当額を支給します。	福祉課
ひとり親家庭住まい応援給付金（山形県ひとり親家庭生活応援給付金等事業） （県・市）	高等職業訓練促進給付金の給付を受けて養成機関で修業しており、民営借家で生活しているひとり親家庭の方に賃借料を補助します。	
母子生活支援施設への措置入所	児童の福祉に困難を抱える母子世帯等について、母子生活支援施設へ保護するとともに、自立促進へ向けた生活支援を行います。	子ども子育て課

⑥ 児童養護施設退所者等に関する支援

ア 家庭への復帰支援

施設入所等の措置解除後のこどもが家庭に復帰する際には、児童相談所が中心となり、地域の関係機関が連携し、定期的なこどもの安全確認、保護者への相談・支援等を実施します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
児童相談所（児童福祉司）による助言指導 （県）	児童入所施設等の措置解除後のこどもが家庭に復帰する際に、児童相談所がその家庭環境を考慮し、保護者にこどもへの接し方等の助言、カウンセリングを実施します。また、上山市要保護児童対策地域協議会、こどもの所属施設との連携を図り支援します。	児童相談所 子ども子育て課 こども所属施設

(4) 就労の支援

① 所得向上策の推進、仕事と家庭が安心して両立できる働き方の実現

出産・育児をしやすい環境づくりや仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組むなど、安心してこどもを産み育てられる労働環境の整備に取り組む事業主を支援します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
働きやすい職場づくり奨励金	出産や育児をしやすい雇用環境づくりを推進するため、女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む事業主に対して、正社員が育児休業取得後に正社員として復職する場合に奨励金を交付します。	商工課

② ひとり親に対する就労支援

ア ひとり親家庭の親への就労支援

ハローワーク等の関係団体と連携し、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細やかな就職支援を実施します。

また、就職に有利な資格取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
母子及び父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭及び父子家庭の自立支援のため、就労を目的とした資格取得に要する費用または職業訓練中の生活費の一部を助成します。	福祉課
高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親が就職に有利な看護師や保育士等の資格を取得するために専門学校等の養成機関で修学する際に、生活費を支給し、生活の負担軽減を図るとともに資格取得を容易にし、自立を促進します。	
山形県ひとり親家庭生活応援給付金等事業（県・市）	「高等職業訓練促進給付金」の支給に加えて生活応援給付金、住まい応援給付金の支給による経済的負担の軽減を図ることで資格取得を容易にし、自立を促進します。更に遠方の学校に通う方を対象に通学応援給付金を支給することで、修学期間中の負担軽減の拡充を図ります。	
母子父子寡婦福祉資金（県）	母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金の活用により当面必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。	子ども子育て課

イ ひとり親家庭の親の仕事と家庭の両立

ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的にこどもを預かるショートステイ事業やトワイライト事業等、親の仕事と家庭の両立に必要な場合や保護者の疾病や育児疲れ等により一時的にこどもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
ひとり親家庭子育て生活支援事業	ひとり親家庭に対し、技能習得のための通学、就職活動等、必要性が認められる場合、家庭生活支援員を派遣し、一時的な家事や保育のサービスを行います。市が相談、申請窓口となります。	山形県母子寡婦福祉連合会 子ども子育て課
保育園、認定こども園、放課後児童クラブによる保育支援	就労等により、昼間や放課後に保護者が家庭にいない児童について、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の基本的な生活習慣の確立や健全な育成を図るため、保育の場を確保します。	子ども子育て課
こどもショートステイ事業	乳児院や母子生活支援施設を受入れ施設として確保し、ショートステイ事業(日中の預かり)とトワイライト事業(夜間預かり)により児童を預かります。	

③ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

ア 就労機会の確保

生活保護受給者等への就労支援について、就労支援員による支援や、ハローワークとの連携による支援、就労の準備段階の方への支援等きめ細かい支援を実施します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
生活保護受給世帯に対する就労支援	稼働能力判定会議を通じ、就労支援員がハローワーク等関係機関と連携し、個人の能力に応じた就労支援を行います。	福祉課

(5) 経済的支援等

① 児童手当等の制度の着実な実施

根拠法に基づき、児童手当等の該当制度の支給を着実に実施します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
児童手当	家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から高校卒業までのこどもの養育者に支給します。	福祉課
児童扶養手当	こども（18歳に達した年度末、障がいのあるこどもは20歳未満まで）を養育しているひとり親家庭等の親等で、所得要件に該当する場合に支給します。	
生活保護	生活困窮者に対して、国の定める基準で生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8種類の扶助費を支給して家計の安定を図り、自立に向けた支援を行います。	

② 養育費の確保の推進

本市の生活実態調査では、養育費にかかる取り決めをしている状況が県全体の平均よりも下回っていることから、離婚する当事者に対して養育費等の取り決めの重要性や法制度を理解してもらい、養育費の取り決めを促すため、母子父子自立支援員による養育費相談・パンフレット等を活用した周知活動を実施していきます。

事業・制度	内容	担当課・団体等
母子父子自立支援員による養育費相談・周知活動	離婚時に養育費の取り決めをして、その後の家庭生活の安定が図れるよう、母子父子自立支援員が相談時に、養育費等の重要性や法制度を理解してもらうための周知説明を行います。	子ども子育て課

③ 教育・保育に係る費用負担の軽減

子育て世帯の生活の安定を図り、全てのこどもが安心して教育・保育を受けられるよう、幼児教育・保育料の全額公費負担、就学援助制度等の実施により、教育・保育に係る経済的負担の軽減を図ります。

■幼児教育・保育の全額公費負担の推進及び質の向上

事業・制度	内容	担当課・団体等
幼児教育・保育の全額公費負担（国・県）	子育て世代、多子世帯の経済的負担軽減を図るため、国の幼児教育・保育の全額公費負担に基づき、3歳以上の児童及び3歳未満の市民税非課税世帯の児童の保育料を全額公費負担します。また、県と連携し、国の全額公費負担の対象とならない一定所得未満（市民税 97,000 円未満）の世帯の児童の保育料を全額公費負担します。	子ども子育て課
第2子以降保育料全額公費負担（市独自）	18歳未満の兄弟等がいる第2子以降の0～2歳児が保育所等を利用した際の保育料を全額公費負担します。	
認可外保育施設保育料負担軽減	県と連携し、認可外保育施設に入所している所得要件等を満たす世帯と多子世帯に対し保育料を軽減します。	子ども子育て課
放課後児童クラブ利用料軽減	県と連携し、要保護世帯・準要保護世帯と所得要件を満たす多子世帯に対し利用料を軽減します。	
ファミリー・サポート・センター利用料助成	ファミリー・サポート・センター利用料の一部を助成します。	

■大学等進学に対する教育機会の提供

事業・制度	内容	担当課・団体等
山形県若者定着奨学金返還支援事業（県・市）	若者の県内回帰・定着を促進するため、大学卒業後に山形県内で就職する等の要件を満たす方の奨学金の返還を支援し、負担軽減を図ります。	商工課
「高等学校奨学金」ほか各種奨学金	学習意欲が高く、かつ、経済的な理由により大学への修学が困難な学生等に対し「上山市奨学金貸付制度」について周知し募集を行います。	各高等学校 教育企画課

■教育費負担の軽減

事業・制度	内容	担当課・団体等
就学援助制度	経済的理由によって就学が困難であると認められる児童・生徒及び小学校就学予定者の就学に係る学用品費等について支援します。	学校教育課
上山市立小・中学校遠距離通学費補助金事業	遠距離通学児童・生徒の保護者の負担軽減を図ります。	
特別支援教育就学奨励費	特別支援教育を必要とする児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図ります。	

高等学校等就学支援金	世帯の所得に応じて、授業料に充てる支援金を給付し、こどもの高等学校等への修学を支援します。	各高等学校
私立高等学校就学奨励補助	私立高等学校に在学する生徒の就学に係る保護者の負担軽減を図ります。	各高等学校 学校教育課

■生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減

事業・制度	内容	担当課・団体等
生活福祉資金貸付制度	所得の少ない世帯、障がい者世帯に対して、無利子または低利で就学支援などのための資金の貸付を行います。	上山市社会福祉協議会
入学準備金制度	生活保護受給者で、こどもが小学校・中学校・高等学校に入学するときに入学準備のための費用を必要とする場合に支給します。	福祉課
進学準備金給付制度	生活保護世帯のこどもで大学等に進学した者に対して、進学給付金を支給します。	
大学在学中の住宅扶助を減額しない措置	生活保護世帯のこどもの大学等への進学率が全世帯のこどもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯のこどもの自立を支援します。	福祉課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（県）	母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付事業の活用により当面必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。	子ども子育て課

④ 医療費等負担の軽減

事業・制度	内容	担当課・団体等
子育て支援医療給付	0歳から18歳までのこどもに対する医療費の自己負担分を助成します。	健康推進課
ひとり親家庭等医療給付	18歳以下のこどもを扶養しているひとり親家庭等の親等及びそのこどもに対し、所得要件を満たす場合に、医療費の自己負担分を助成します。	
重度心身障がい（児）者医療給付	重度心身障がい者（児）に対し、医療費の窓口負担を助成します。	
低所得妊婦に対する初回産科受診料助成事業	低所得の妊婦に対し初回の産科受診料の費用を助成することで経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し必要な支援につなげます。	子ども子育て課
妊娠出産及び子育て通院支援タクシー利用料金助成事業	支援が必要な妊婦等に対し、出産及び健康診査等のために通院する際のタクシー利用料金の助成を行うことで、妊娠期から子育て期の身体的及び経済的な負担を軽減するとともに、安心してこどもを産み育てることができる環境を整備します。	

⑤ 物資提供の取組

フードドライブ等により寄付された食料等の物資を、必要としている人に提供する取組を推進します。

事業・制度	内容	担当課・団体等
フードバンク	毎週日曜日に上山市内の子育て世帯へ食材の無料提供を行います。また、フードロス削減のための食材の提供の募集も行います。	フードバンク かみのやま
こども食堂	上山市内のこどもたちを対象に、学校の長期休暇期間中等にこども食堂を開催し、「孤食」をなくす活動等を行います。	かみのやまこども 食堂「かえる家」 社会福祉法人 友愛会
生活用品の無償配布	困窮世帯等を支援するため、生活用品を無償配布します。	かみのやまこども 食堂「かえる家」
食材提供の取組に係る広報支援	フードドライブ、フードパントリー等の実施団体の活動内容について広報周知を図り、困窮世帯等に食料等を提供する仕組みづくりを支援します。	子ども子育て課
フードドライブ	市役所庁舎等に、市民が家庭や職場で余っている食品等を持ち寄り、必要としているフードバンク等の活動団体に寄付することで、団体の活動を支援します。また、困窮世帯等に食料等を提供する仕組みづくりを推進します。	

第5章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

計画の推進体制にあたっては、地域・企業・行政が連携し事業を進めるとともに、事業の進捗について、上山市子ども・子育て会議（上山市こども計画推進会議）の意見を聞きながら推進します。

また、こども自身の意見を本計画の取組に反映し、より良いものとしていくことが重要であるため、こどもたちの意見を聞く機会を設けます。

2 こどもの貧困対策支援事業に係る数値目標

基本方針	施策名	指標名		現状値 (R 5)	目標値 (R11)
誰ひとり取り残さない環境づくり	1 支援体制と 広報周知の強化				
	2 教育・保育の支援	生活保護受給世帯 の進学等実績 (R 3～5 平均 値)	高校進学率	100.0%	維持
			高校中退率	0.0%	維持
			大学等進学率	20.0%	増やす
	3 生活の安定に向けた支援	現在のくらしの状況が苦しい困窮世帯（A世帯）の割合		53.3%	減らす
	4 就労の支援	困窮世帯（A世帯）における正職員等の就労割合	母親	30.0%	増やす
			父親	56.7%	増やす
	5 経済的支援等	国の貧困線を下回る水準の子どものいる困窮世帯（A世帯）の割合		14.9%	減らす

3 計画の進捗管理

計画に基づく事業について上山市子ども・子育て会議（上山市こども計画推進会議）において、事業成果を報告し進捗状況の確認、評価及び状況に応じ計画の見直しを行います。



上山市こどもの貧困対策推進計画

発行 令和6年3月

改訂 令和7年4月

〒999-3192

山形県上山市河崎一丁目1番10号

TEL : 023-672-1111 FAX : 023-672-1112

上山市子ども子育て課